

4. 新型インフルエンザ対策

薬食総発 0412 第 1 号
平成 25 年 4 月 12 日

公益社団法人日本薬剤師会会长 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等の公布について

日頃より新型インフルエンザ対策の推進につきまして御尽力いただきありがとうございます。

さて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）」は、平成 24 年 5 月 11 日に公布されたところですが、今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令（平成 25 年政令第 121 号）」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）」が本日閣議決定されるとともに公布されました。

については、別添のとおり、内閣官房から各府省庁宛に「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等の公布について」が通知されたので、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等をお願いいたします。

また、貴会につきましては、法第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関に指定されましたので御承知おきくださいようお願いいたします。

3 指定公共機関
法第2条第6号の政令で定める法人を定めるものとすること。
※ 同条第19号に規定する法人については、別紙3の内閣総理大臣公示に定めるものとすること。

(第3条関係)

4 訓練のための交通の禁止又は制限の手続
法第12条第2項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令第20条の2の規定の例によること。

(第4条関係)

5 医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等

(1) 法第31条第1項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとすること。

- イ 医師
- ロ 歯科医師
- ハ 薬剤師
- ニ 保健師
- ホ 助産師
- ヘ 看護師
- ト 准看護師
- チ 診療放射線技師
- リ 臨床検査技師
- ヌ 臨床工学技士
- ル 救急救命士
- ラ 歯科衛生士

(2) 法第31条第1項若しくは第2項（法第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請（19及び20(1)において「要請」という。）又は法第31条第3項（法第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示（19及び20(1)において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第31条第3項に規定する患者等に対する医療等又は法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種（19及び20(3)ハにおいて「医療その他行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとすること。

(第5条関係)

6 新型インフルエンザ等緊急事態の要件

- (1) 法第32条第1項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかる場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症の予防及び感染症の患者に

各府省庁
・新型インフルエンザ等対策関係部局長 腹

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）は、平成24年5月11日に公布されたところですが、今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令（平成25年政令第121号。）」（別紙1）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）」（別紙2）が本日閣議決定し、同日公布されました。

施行令は、新型インフルエンザ等緊急事態の要件、使用の制限等の要請等の対象となる施設、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資、損失補償及び損害補償の手続、国が負担する費用等を定めます。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、所管指定公共機関を含む関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

本政令は4月13日施行となりますが、これをもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法も施行されることをお伝えいたします。なお、本政令は、関係資料と併せて内閣官房のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

- 1 指定行政機関
- 法第2条第4号の政令で定める機関を定めるものとすること。

(第1条関係)

- 2 指定地方行政機関
- 法第2条第5号の政令で定める機関を定めるものとすること。

- 1,000平方メートルを超えるものに限ること。
- イ 学校（ハに掲げるものを除く。）
- ロ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- ハ 学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 二 剧場、観覧場、映画館又は演芸場
- ホ 集会場又は公会堂
- ヘ 展示場
- ト 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- チ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- リ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ヌ 博物館、美術館又は図書館
- ル キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- ヲ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ワ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- カ ハからワまでに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- （2） 厚生労働大臣は、（1）カに掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならぬこと。
- 12 感染の防止のために必要な措置
- 法第45条第2項の政令で定める措置は、次のとおりとすること。
- イ 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い
- ロ 热発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の整理
- ハ 手指の消毒設備の設置
- ニ 施設の消毒
- ホ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、新型インフルエンザ緊急事態において新型インフルエンザ等の感染の防止のため必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

- 対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相対程度高いと認められることとする。
- （2） 法第32条第1項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。
- イ 感染症法第15条第1項又は第2項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者であった者を含む。）、感染症法第6条第10項に規定する疑似症患者若しくは同条第11項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者である者を含む。）、同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があつた者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者（新型インフルエンザ等により死したと疑われる者を含む。）が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合
- ロ イに掲げる場合のほか、感染症法第15条第1項又は第2項の規定による質問の結果、イに規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合
- 7 特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行
- 8 災害対策基本法施行令第30条第2項及び第3項の規定は、法第38条第2項の規定による特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用すること。
- （第7条関係）
- 9 職員の派遣の要請の手続
- 災害対策基本法施行令第15条の規定は、法第42条第1項の規定による職員の派遣の要請について準用すること。
- （第9条関係）
- 10 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い
- 法第44条において読み替えて準用する災害対策基本法第32条第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び法第43条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第17条から第19条までの規定の例によること。
- （第10条関係）
- 11 使用の制限等の要請の対象となる施設
- （1） 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとすること。
ト。ただし、ハからワまでに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が

ロ 法第49条又は第55条第2項若しくは第3項の規定による処分 当該処分を行つ

(第12条関係)

ハ 法第55条第4項(同条第1項に係る部分を除く。)の規定による処分 当該処分を行つた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長

(2) (1)に定める者は、(1)の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならないこと。

(3) (1)の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

イ 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ロ 請求額及びその明細
ハ 損失の発生した日時又は期間
ニ 損失の発生した区域又は場所
ホ 損失の内容

(第18条関係)

19 実費弁償の基準

法第62条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとすること。

イ 手当は、要請に応じ、又は指示に従つて医療その他の行為を行つた時間に応じて支給するものとすること。

ロ イの手当の支給額は、要請又は指示を行つた者が厚生労働大臣である場合にあつては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行つた者が都道府県知事である場合は当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとすること。

ハ 1日につき8時間を超えて医療その他の行為を行つたときは、イの規定にかかわらず、その8時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行つため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとすること。

ニ ハの割増手当及び旅費の支給額は、イの手当の支給額を基礎とし、要請又は指示を行つた者が厚生労働大臣である場合にあつては一般職の国家公務員である医療関係者に、要請又は指示を行つた者が都道府県知事である場合にあつては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとすること。

(第19条関係)

20 実費弁償の申請手続

(1) 法第62条第2項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請又は指示を行つた厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならないこと。
(2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、(1)の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これをおもととして当該申請をした者に通知しなければならないこと。

13 特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施

災害救助法施行令第23条の規定は、特定都道府県知事が法第48条第2項の規定により同条第1項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用すること。

(第13条関係)

14 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資

法第55条第1項の政令で定める物資は、次のとおりとすること。
イ 医薬品(抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第55条第4項の規定により自ら同条第1項から第3項までの規定による措置を行つた場合に限る。)

ロ 食品
ハ 医療機器その他衛生用品
ニ 燃料

ホ イからニまでに掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態にして内閣総理大臣が定めて公示するもの

(第14条関係)

15 墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条の手続の特例
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第34条の規定は、厚生労働大臣が法第56条第1項の規定により墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定める場合について準用すること。

(第15条関係)

16 特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施
災害救助法施行令第23条の規定は、特定都道府県知事が法第56条第3項の規定により同条第2項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用すること。

(第16条関係)

17 政令で定める金融機関
法第60条の政令で定める金融機関は、次のとおりとすること。
イ 地方公共団体金融機関
ロ 株式会社日本政策投資銀行
ハ 農林中央金庫
ニ 株式会社商工組合中央金庫

(第17条関係)

18 損失補償の申請手続

(1) 法第62条第1項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める者に提出しなければならないこと。
(2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、(1)の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならないこと。
イ 法第29条第5項の規定による処分 当該処分を行つた特定検疫所長

- | | |
|--|-------------------|
| (3) 厚生労働大臣は、(1)イに規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならないこと。 | |
| 24 公用令書を交付すべき相手方
法第71条第1項の規定による公用令書の交付は、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める者に対して行うものとすること。
イ 特定病院等（法第29条第5項に規定する特定病院等をいう。）の使用使用する特
定病院等の管理者
ロ 土地、家屋又は物資の使用使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
ハ 特定物資（法第55条第1項に規定する特定物資をいう。）の収用収用する特定物
資の所有者及び占有者 | (第23条関係) |
| 25 事務の区分
この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（4の規定によ
りその例によることとされる災害対策基本法施行令第20条の2の規定により都道府県警
察が処理することとされているもの及び8において準用する同令第28条第4項の規定に
より地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法第2条第
9項第1号に規定する第1号法定受託事務とすること。 | (第24条～第28条関係) |
| 26 附則
(1) この政令の施行期日について定めること。
(2) 地方自治法施行令の一部改正、児童福祉法施行令等の一部改正、児童福祉法施行
令の一部改正、介護保険法施行令の一部改正、健康保険法等の一部を改正する法律
附則第130条の2第1項の規定によりその効力を有するものとされた介護保険法
施行令の一部改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行令の一部改正、国民健康保険法施行令の一部改正、地方公務員等共済組合法
施行令の一部改正、雇用保険法施行令の一部改正、消費税法施行令の一部改正、職器
の移植に関する法律附則第111条第1項の法律を定める政令の一部改正、公益通報者
保護法別表第8号の法律を定める政令の一部改正、石綿による健康被害の救濟に關
する法律施行令の一部改正、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正を
すること。 | (付則第1条関係) |
| (3) (1)の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。
イ 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
ロ 請求額及びその明細
ハ 医療その他の行為に従事した期間及び場所 | (第20条関係) |
| 21 損害補償の額
法第63条第1項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規
定の例により算定するものとすること。 | (第21条関係) |
| 22 損害補償の申請手続
(1) 法第63条第1項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書
を、法第31条第1項の規定による要請又は同条第3項の規定による指示を行った都
道府県知事に提出しなければならないこと。
(2) 都道府県知事は、(1)の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無
及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、逕轍なく、これを当該申請をし
た者に通知しなければならないこと。 | (第22条関係) |
| 23 国庫の負担
(1) 法第99条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に
よる国庫の負担は、次に掲げる額について行うこと。
イ 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
ロ 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
ハ 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
ニ 負傷、疾病又は死亡の状況
ホ 死亡した場合にあっては、遺族の状況 | (第22条関係) |
| 24 国庫の負担
(1) 法第48条第1項及び第56条第2項により都道府県が支弁する法第48条第1項及び第
65条の規定により都道府県が支弁する法第46条第3項の規定により読み替えて
規定する措置により読み替えて適用する法第25条の規定により市町村が支弁する同項の規定により
予防接種法第6条第1項の規定により市町村が支弁する同項の規定により要する費用にについ
ては、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働
大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その
費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるとき
は、当該費用の額）
ロ 法第65条の規定により都道府県が支弁する法第62条第1項及び第2項並びに第6
3条第1項に規定する措置に要する費用並びに法第46条第3項の規定により読み
替えて適用する予防接種法第25条の規定により市町村が支弁する同項の規定によ
り読み替えて適用する同法第6条第1項の規定による予防接種に係る同法第15条
第1項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額 | (付則第2条から附則第11条関係) |

政令第百二十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日は、平成二十五年四月十三日とする。



政令第百二十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第一条第四号から第六号まで、第十二条第二項、第二十一条第一項、第三十二条第一項、第二十八条第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十五条第二項、第四十八条第二項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第二項、第六十条、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条、第六十九条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十二条第一項並びに第七十五条、同法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十二条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定行政機関）

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第一条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

一 内閣府

一二 国家公安委員会

一三 警察厅

一四 金融厅

一五 消費者厅

一六 総務省

一七 消防厅

一八 法務省

一九 外務省

二〇 財務省

二一 國税厅

二二 文部科学省

二三 厚生労働省

二四 検疫所

二五 国立感染症研究所

二六 農林水産省

二七 動物検疫所

二八 林野厅

二九 水産厅

二一〇 経済産業省

二一一 資源エネルギー厅

二一二 中小企業厅

二一二 國土交通省

二一四 觀光厅

二一五 気象厅

二一六 海上保安厅

二一七 環境省

二十八 原子力規制委員会

二十九 防衛省

(指定地方行政機関)

第二条 法第二条第五号の政令で定める国的地方行政機関は、次のとおりとする。

一 沖縄総合事務局

二 管区警察局

三 東京都警察情報通信部

四 北海道警察情報通信部

五 総合通信局

六 沖縄総合通信事務所

七 地方入国管理局

八 財務局

九 福岡財務支局

十 税関

十一 沖縄地区税關

十二 国税局

十三 沖縄国税事務所

十四 地方厚生局

十五 都道府県労働局

十六 地方農政局

十七 北海道農政事務所

十八 経済産業局

十九 産業保安監督部

二十 那覇産業保安監督事務所

二十一 地方整備局

二十二 北海道開発局

- 二十三 地方運輸局
- 二十四 地方航空局
- 二十五 航空交通管制部
- 二十六 管区気象台
- 二十七 沖縄気象台
- 二十八 管区海上保安本部
- 二十九 地方環境事務所
- 三十 地方防衛局

(指定公共機関)

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 二 独立行政法人国立病院機構
- 三 独立行政法人国立国際医療研究センター

- 四 日本銀行
- 五 日本赤十字社
- 六 日本放送協会
- 七 成田国際空港株式会社
- 八 中部国際空港株式会社
- 九 新関西国際空港株式会社
- 十 北海道旅客鉄道株式会社
- 十一 四国旅客鉄道株式会社
- 十二 九州旅客鉄道株式会社
- 十三 日本貨物鉄道株式会社
- 十四 東京地下鉄株式会社
- 十五 日本郵便株式会社
- 十六 日本電信電話株式会社

- 十七 東日本電信電話株式会社
- 十八 西日本電信電話株式会社
- 十九 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
- イ 医師、歯科医師又は病院の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの
- ロ 薬剤師の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの
- ハ 看護師の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの
- 二 法第四十七条に規定する医薬品等製造販売業者であつて、その行う医薬品又は医療機器の製造販売（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第一条第十二項に規定する製造販売をいう。本において同じ。）の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品又は医療機器の需要に応ずるものと認められるもの
- ホ 薬事法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であつて、新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。第六条において「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。第六条第一項第一号において同じ。）に係るワクチンの製造販売について薬事法第十四条の二第一項の規定により同法第十四条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの
- ヘ 法第四十七条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品又は薬事法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等の配送の需要に応ずるものと認められるもの
- ト 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第一条第一項第一号に規定する一般電気事業者及び同項第四号に規定する卸電気事業者
- チ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて、供給区域内におけるガスマータの取付数その他の事項からみて、その當が同条第一項に規定する一般

ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

リ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十号）第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者

ス 海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であつて、その當む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

ル 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その經營する同法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う同条第十八項に規定する航空運送事業に限る。）がその運航する航空機の型式その他他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの

ヲ 鉄道事業法（昭和六十二年法律第九十二号）第二十二条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて

、その經營する同法第二条第一項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの

ワ 内航海運業法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第一項に規定する内航運送をする事業を営むもの

カ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その經營する同法第二条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

コ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

（訓練のための交通の禁止又は制限の手続）

第四条 法第十二条第一項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続について
は、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の一の規定の例による。

(医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等)

第五条 法第三十二条第一項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。

- 一 医師
- 二 歯科医師
- 三 薬剤師
- 四 保健師
- 五 助産師
- 六 看護師
- 七 准看護師
- 八 診療放射線技師
- 九 臨床検査技師
- 十 臨床工学技士
- 十一 救急救命士

十二 歯科衛生士

2 法第三十二条第一項若しくは第二項（法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請（第十九条及び第二十条第一項において「要請」という。）又は法第三十二条第三項（法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示（第十九条及び第二十条第一項において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第三十二条第三項に規定する患者等に対する医療等又は法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種（第十九条第一号及び第二号並びに第二十条第三項第二号及び第四号において「医療その他の行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

(新型インフルエンザ等緊急事態の要件)

第六条 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の

発生頻度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

2 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

- 一 感染症法第十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者であつた者を含む。）、感染症法第六条第十項に規定する疑似症患者若しくは同条第十一項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者であつた者を含む。）、同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があつた者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡した者（新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者を含む。）が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、感染症法第十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、同

号に規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとつて了一場合その他他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

（特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行）

第七条 災害対策基本法施行令第二十条第二項及び第三項の規定は、法第三十八条第一項の規定による特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用する。

（特定市町村等の事務の委託の手続）

第八条 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第四十一条の規定による特定市町村の事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の委託について準用する。

（職員の派遣の要請の手続）

第九条 災害対策基本法施行令第十五条の規定は、法第四十一条第一項の規定による職員の派遣の要請について準用する。

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い）

第十条 法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法第三十二条第一項の新型インフルエンザ

等緊急事態派遣手当及び法第四十三条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十二条 法第四十五条第一項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十二号までに掲げる施設について、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二十五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、錦図場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若

しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第一項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならない。

(感染の防止のために必要な措置)

第十二条 法第四十五条第一項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- 二 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 三 手指の消毒設備の設置
- 四 施設の消毒
- 五 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 六 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

(特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施)

第十三条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百一十五号)第二十三条の規定は、特定都道府県知事が法第四十八条第一項の規定により同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百一十一号)の規定」と読み替えるものとする。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資)

第十四条 法第五十五条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

- 一 医薬品(抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第五十五条第四項の規定により自ら同条第一項から第三項までの規定による措置を行う場合に限る。)
- 二 食品
- 三 医療機器その他衛生用品
- 四 燃料

五 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの
(墓地、埋葬等に関する法律第五条及び第十四条の手続の特例)

第十五条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第三十四条の規定は、厚生労働大臣が法第五十六条第一項の規定により墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十二年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定める場合について準用する。

(特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施)

第十六条 災害救助法施行令第二十二条の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第二項の規定により同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十二条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十一号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十一号)の規定」と読み替えるものとする。

(政令で定める金融機関)

第十七条 法第六十条の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体金融機構
- 二 株式会社日本政策投資銀行
- 三 農林中央金庫
- 四 株式会社商工組合中央金庫

(損失補償の申請手続)

第十八条 法第六十二条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

- 一 法第二十九条第五項の規定による処分 当該処分を行った特定検疫所長
- 二 法第四十九条又は第五十五条第二項若しくは第三項の規定による処分 当該処分を行った特定都道府県知事
- 三 法第五十五条第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分 当該処分を行った指定行

政機関の長又は指定地方行政機関の長

- 2 前項各号に定める者は、同項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
 - 3 第一項の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 請求額及びその明細
 - 三 損失の発生した日時又は期間
 - 四 損失の発生した区域又は場所
 - 五 損失の内容
- (実費弁償の基準)

第十九条 法第六十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 手当は、要請に応じ、又は指示に従つて医療その他他の行為を行つた時間に応じて支給するものとする。
- 二 前号の手当の支給額は、要請又は指示を行つた者が厚生労働大臣である場合にあつては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行つた者が都道府県知事である場合にあつては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。
- 三 一日につき八時間を超えて医療その他他の行為を行つたときは、第一号の規定にかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、医療その他他の行為を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
- 四 前号の割増手当及び旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、要請又は指示を行つた者が厚生労働大臣である場合にあつては一般職の国家公務員である医療関係者に、要請又は指示を行つた者が都道府県知事である場合にあつては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

(実費弁償の申請手続)

第二十条 法第六十二条第一項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請又は指示を行つた厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 第一項の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所

二 請求額及びその明細

三 医療その他の行為に従事した期間及び場所

四 従事した医療その他の行為の内容

(損害補償の額)

第二十一条 法第六十三条第一項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

(損害補償の申請手続)

第二十二条 法第六十三条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第

三十一条第一項の規定による要請又は同条第二項の規定による指示を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の都道府県知事は、同項の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 第一項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所

二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所

三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所

四 負傷、疾病又は死亡の状況

五 死亡した場合にあつては、遺族の状況

(国庫の負担)

第二十三条 法第六十九条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。

- 一 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第四十八条第一項及び第五十六条第二項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）
- 二 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額
- 2 厚生労働大臣は、前項第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

（公用令書を交付すべき相手方）

第二十四条 法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる处分の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- 一 特定病院等（法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。）の使用
　　使用者する特定病院等の管理者
- 二 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
- 三 特定物資（法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。）の
　　収用 収用する特定物資の所有者及び占有者
- 四 特定物資の保管命令 特定物資を保管すべき者

（公用令書を事後に交付することができる場合）

第二十五条 法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
- イ 土地の使用 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

- ロ 家屋又は物資の使用 使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明であるとき。
- 二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき。

（公用令書の事後交付の手続）

第二十六条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当して法第七十一条第一項ただし書の規定により処分を行つた場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

2 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書の内容を通知したときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

（公用取消令書の交付）

第二十七条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、法第七十一条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければならない。

（公用令書等の様式）

第二十八条 法第七十一条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の番号
 - 二 公用令書の交付の年月日
 - 三 処分を行う特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
 - 四 処分を行う理由
- 2 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 公用取消令書の番号

- 二 公用取消令書の交付の年月日
- 三 公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日
- 五 取り消した処分の内容
- 六 処分を取り消した特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
- 3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣総理大臣が定める。
(事務の区分)

第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に

規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令（平成二十五年政令第 一）	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされ てはいる事務（第四条の規定によりその例によることとされ る災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八 号）第二十条の二の規定により都道府県警察が処理すること ととされているもの及び第八条において準用する同令第二 十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することと
--	--

されて いるも のを除く。)

(児童福祉法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

を

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定

による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

に改める。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

- 一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十四の表
- 二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十二条の表
- 三 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた介護保険法施行令第十二条の表
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二条の表

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条 国民健康保険法施行令（昭和二十三年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条に次の一号を加える。

十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第六条 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「第八十四条又は」を「第八十四条、」に改め、「含む。」の下に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条」を加える。

（消費税法施行令の一部改正）

第七条 消費税法施行令（昭和六十二年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十九号中「並びに消防法」を「、消防法」に改め、「含む。」の規定に基づく損害の補償に
係る療養の給付又は」の下に「療養の費用の支給に係る療養並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法
（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条（損害補償）の規定に基づく損害の補償に係る」を加える。
（臓器の移植に関する法律附則第十二条第一項の法律を定める政令の一部改正）

第八条 臓器の移植に関する法律附則第十二条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）の
一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第三百四十六号）の一部を次のように
改正する。

第四百三十三号を第四百三十四号とし、第四百三十二号を第四百三十三号とし、第四百三十一号の次に
次の一号を加える。

四百三十二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

(石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正)

第十条 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

三十 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

二十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

別紙3

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十一号)第三条第十九号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第一条第六項に規定する指定公共機関を次のとおり指定したので公示する。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

- 一 公益社団法人日本医師会
- 二 公益社団法人日本歯科医師会
- 三 公益社団法人全日本病院協会
- 四 一般社団法人日本医療法人協会
- 五 一般社団法人日本病院会
- 六 公益社団法人日本薬剤師会
- 七 公益社団法人日本看護協会
- 八 一般財團法人化学及血清療法研究所

- 九 株式会社ジエイ・エム・エス
十 株式会社トツア
十一 北里第一三共ワクチン株式会社
十二 グラクン・スマスクライン株式会社
十三 塩野義製薬株式会社
十四 第一三共株式会社
十五 武田薬品工業株式会社
十六 中外製薬株式会社
十七 テルモ株式会社
十八 ニプロ株式会社
十九 一般社団法人日本ワクチン産業協会
二十 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
二十一 沖縄電力株式会社
- 二十二 関西電力株式会社
二十三 九州電力株式会社
二十四 四国電力株式会社
二十五 中国電力株式会社
二十六 中部電力株式会社
二十七 東京電力株式会社
二十八 東北電力株式会社
二十九 北陸電力株式会社
三十 北海道電力株式会社
三十一 電源開発株式会社
三十二 日本原子力発電株式会社
三十三 大阪瓦斯株式会社
三十四 西部瓦斯株式会社

- 三十五 東京瓦斯株式会社
- 三十六 東邦瓦斯株式会社
- 三十七 オーシャントランス株式会社
- 三十八 商船三井フェリー株式会社
- 三十九 新日本海フェリー株式会社
- 四十 太平洋フェリー株式会社
- 四十一 マルエフエリー株式会社
- 四十二 株式会社商船三井
- 四十三 川崎汽船株式会社
- 四十四 日本郵船株式会社
- 四十五 全日本空輸株式会社
- 四十六 日本航空株式会社
- 四十七 東海旅客鉄道株式会社
- 四十八 西日本旅客鉄道株式会社
- 四十九 東日本旅客鉄道株式会社
- 五十 小田急電鉄株式会社
- 五十一 近畿日本鉄道株式会社
- 五十二 京王電鉄株式会社
- 五十三 京成電鉄株式会社
- 五十四 京阪電気鉄道株式会社
- 五十五 京浜急行電鉄株式会社
- 五十六 首都圏新都市鉄道株式会社
- 五十七 西武鉄道株式会社
- 五十八 東京急行電鉄株式会社
- 五十九 東武鉄道株式会社
- 六十 名古屋鉄道株式会社

- 六十一 南海電気鉄道株式会社
六十二 阪急電鉄株式会社
六十三 阪神電気鉄道株式会社
六十四 旭タンカー株式会社
六十五 井本商運株式会社
六十六 上野トランステック株式会社
六十七 川崎近海汽船株式会社
六十八 近海郵船株式会社
六十九 粟林商船株式会社
七十 鶴見サンマリン株式会社
七十一 日本海運株式会社
七十二 琉球海運株式会社
七十三 佐川急便株式会社
- 七十四 西濃運輸株式会社
七十五 日本通運株式会社
七十六 福山通運株式会社
七十七 ヤマト運輸株式会社
七八 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
七十九 KDDI株式会社
八十 ソフトバンクテレコム株式会社
八十一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
八十二 ソフトバンクモバイル株式会社

附 則

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十一号）第二十八条第三項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を次のように定める。

平成二十五年四月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十一号）第二十八条第三項の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。

別記様式第一

公用第 号		公用令書					氏名 住所
新型インフルエンザ等対策特別措置法 第55条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 第55条第4項							
(理由)							
年 月 日		処分権者 氏名			印		
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第二

保管第 号

公用令書

氏名

住所

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第55条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第55条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第三

使用第 号

公用令書

氏名

住所

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第29条第5項 の規定に基づき、次のとおり病院若しくは診療所若しくは宿泊施設又は土地、家屋若しくは物資を使用する。
第49条第2項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏名

住所

第29条第5項

第49条第2項

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第55条第2項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第

第55条第3項

第55条第4項

号)に係る処分を取り消したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第27条の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

薬食総発 0520 第 18 号
平成 25 年 5 月 20 日

公益社団法人日本薬剤師会会长 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公印省略)

指定地方公共機関の指定に係る留意事項の周知について

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 3 条第 1 号から第 18 号まで及び第 19 号の規定並びに内閣総理大臣公示（平成 25 年 4 月 17 日公布）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）が指定されたところです。

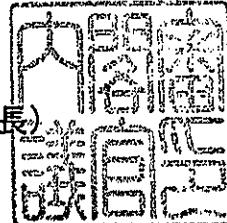
今般、特措法第2条第7号に規定する指定地方公共機関の指定に係る留意事項について、内閣官房新型インフルエンザ等対策室より別紙のとおり都道府県に対し通知されましたので、貴会におかれでは、都道府県薬剤師会等への周知をお願いいたします。



閣副第277号
平成25年5月20日

各都道府県知事 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）



指定地方公共機関の指定に係る留意事項について

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第3条第1号から第18号まで及び第19号の規定並びに内閣総理大臣公示（平成25年4月17日公布）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第6号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）が指定されたところ。

特措法第2条第7号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の指定に係る留意事項について、下記のとおり通知する。

記

指定地方公共機関の対象事業者の種類等は、指定公共機関とある程度共通していることから、新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ（平成25年2月7日）において示された指定公共機関の指定基準を参考に、各都道府県の地域の実情等を踏まえて指定されることが想定される。

指定地方公共機関制度については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）にもあり、共通する業種については参考にされたい。

また、指定地方公共機関は、都道府県対策本部長である都道府県知事が、総合調整・指示を行う対象であり、発生時に的確に総合調整・指示が行えるよう指定法人数、法人の規模も考慮して指定すること。

個別業種の指定に係る留意点は以下のとおり。

(1) 医療機関

- ① 感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種）
- ② 重症患者の治療が特に重要であるという観点から、相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている医療機関
 - ※ 感染症指定医療機関以外の医療機関であっても、飛沫及び飛沫接触による感染が中心となると推測される場合には、陰圧装置つきの感染症専用ベッドを不可欠とするものではないから、当該地域における新型インフルエンザ等医療における重要性の程度を踏まえ、指定地方公共機関として指定することが適當。
 - ※ 指定（地方）公共機関は、国、地方公共団体以外の法人を指定するものであり、国又は地方公共団体の開設する医療機関は対象外である。また、国において指定公共機関に指定している独立行政法人、日本赤十字社の地方病院は指定地方公共機関の対象外である。

(2) 医療関係団体

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、一般社団法人日本病院協会、公益社団法人日本薬剤師会及び公益社団法人日本看護協会が事業者団体として指定公共機関に指定されており、指定地方公共機関としては、当該事業者団体の地方組織を指定することが考えられる。

(3) 医薬品卸業

指定公共機関として一般社団法人日本医薬品卸売業連合会を指定しており、指定地方公共機関としては、各都道府県の医薬品卸業団体を指定。
なお、都道府県の医薬品卸業団体が法人格を取得していない場合は、当該団体と調査の上、傘下事業者を指定することは妨げない。

(4) 電気事業者

基本的に複数都道府県にわたるものであるため、災害対策基本法、国民保護法と同様に指定地方公共機関には指定しない。

(5) ガス事業者

災害対策基本法、国民保護法の指定地方公共機関と同様に必要に応じ指定することが考えられる。

(6) 鉄道事業者

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）における指定公共機関の指定基準と異なり、特措法においては住民避難の措置はなく、感染拡大防止対策を踏まえ運送を適切に実施する観点から、おおむね1億人以上の輸送実績を持つ事業者を対象としたところ。指定地方公共機関については、地域により状況が異なるため輸送量の基準となる具体的な数値は示さないが、指定する際には指定公共機関の指定基準の趣旨に留意すること。

(7) 旅客自動車運送事業者

路線バス事業者については、特措法においては住民避難の措置はなく、感染拡大防止対策を踏まえ運送を適切に実施する観点から、一定程度の輸送実績を持つ事業者を指定地方公共機関として指定することが考えられる。指定地方公共機関については、地域により状況が異なるため輸送量の基準となる具体的な数値は示さない。

(8) 貨物運送事業者

指定地方公共機関は、都道府県知事が総合調整・指示を行う対象であることから、個別事業者ではなく基本的に事業者団体を指定することが考えれる（事業規模により個別事業者を指定することを妨げない。）。

(9) 航空運送事業者

国において在外邦人の帰国支援の観点から国際路線を運航している事業者を指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(10) 空港管理事業者

国において検疫のための集約先空港を指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(11) 水運事業者

- ・フェリーについては、事態対処法とは異なり、住民の避難の観点による旅客機能ではなく、緊急物資の輸送能力の観点から指定すること。
- ・内航海運については、基本的に複数都道府県にわたるものであるため、指定地方公共機関には指定しない（離島等、地域において必要性があれば指

定を妨げない。)。

- ・外航海運については国において指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(12) 通信事業者

通信事業者については、基本的に複数都道府県にわたるものであるため、基本的に指定地方公共機関には指定しない(離島等、地域において必要性があれば指定を妨げない。)。

健 発 1210 第 1 号
平成 25 年 12 月 10 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示及び特定接種（医療分野）の登録要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙 1 のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）が本日告示された。

また、別紙 2 のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号）が併せて告示されたところである。

さらに、別紙 3 のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（医療分野）の登録要領を定めたので通知する。

貴職におかれでは、内容を御了知の上、管内の政令市（保健所設置市）、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに協力を求め、登録が円滑に行われるよう、御配慮をお願いする。

○厚生労働省告示第三百六十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

事業の種類	事業の種類の細目	対象業務
法第三十一条第一項に規定する患者	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係

一頁

等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」といいう。）を行う事業	型インフルエンザ等医療提供を行なう事業	る業務
重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」といいう。）を行う事業	国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、根能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事

三頁

	業
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業の項に分類されるものを除く。）
	指定居宅サービス事業
	指定地域密着型サービス事業
	老人福祉施設
	有料老人ホーム
	障害福祉サービス事業
	障害者支援施設
	障害児入所支援施設
	救護施設
	児童福祉施設

医薬品・化粧品等 卸売業	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は 配送の業務
医薬品製造業	医薬品製造販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、 製造、安全性確保又は品質確保の業務
医療機器修理業	医療機器修理業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の修理、販売、 賃貸又は配送の業務
医療機器販売業	医療機器販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の元売り、製造 、安全性確保又は品質確保の業務
医療機器販賣業	医療機器販賣業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の元売り、製造 、安全性確保又は品質確保の業務
医療機器製造業	医療機器製造販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の元売り、製造 、安全性確保又は品質確保の業務
	医療機器製造業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の元売り、製造 、安全性確保又は品質確保の業務

五頁

ガス業	ガス業	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製造若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務
銀行業	中央銀行	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務
空港管理業	空港機能施設事業	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走路等維持管理の業務
航空運輸業	航空運送業	航空機の運航、客室応対、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務
水運業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貨渡業	船舶による緊急物資（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十一号）第十四条各号に規定する物資をいう。以下同じ。）の運送の業務

通信業		固定電気通信業 移動電気通信業	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務
鉄道業		鉄道業	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務
電気業		電気業	発電所若しくは変電所の運転監視若しくは保修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調達、送配電線の保修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、電力系統の運用若しくは監視若しくは故障若しくは障害対応又は通信システムの維持若しくは監視若し

七頁

道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	トライックによる緊急物資の運送の集荷若しくは障害対応の業務
道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	トライックによる緊急物資の運送の集荷若しくは配送若しくは仕分け管理、運行管理又は整備管理の業務
放送業	公共放送業 民間放送業	旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の運転、運行管理又は整備管理の業務
郵便業	郵便業	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編成若しくは番組制作若しくは番組送出若しくは現場からの中継若しくは放送機器の維持管理又は放送システム維持のための専門的な要員の確保の業務
映像・音声・文字	新聞業	郵便物の引受又は配達の業務 新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエ

情報制作業

情報制作業			ンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行 うための取材若しくは編集若しくは制作、 印刷若しくは販売店への発送又は編集若し くは制作システムの維持のための専門的な 要員の確保の業務
銀行業	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関		現金の供給、資金の決済、資金の融通又は 金融事業者間取引の業務
河川管理・用水供 給業	河川管理・用水供給業		ダムの流量調節操作若しくは用水供給施設 の操作、流量若しくは水質に関する調査又 はダム若しくは用水供給施設の補修若しく は点検若しくは故障若しくは障害対応の業 務
工業用水道業	工業用水道業		浄水管理、水質検査、配水管管理又は工業用 水道設備の補修若しくは点検若しくは故障

九

			若しくは障害対応の業務
下水道業		下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	処理場における水処理若しくは汚泥処理に 係る監視若しくは運転管理、ポンプ場にお ける監視若しくは運転管理又は管路におけ る緊急損傷対応の業務
上水道業		上水道業	淨水管理、導水管理若しくは送水管理若し くは配水管理、水道施設の故障若しくは障 害対応又は水質検査の業務
金融証券決済事業	ク	全国銀行資金決済ネットワー ク 金融決済システム	金融機関間の決済又はC D若しくはA T M を含む決済インフラの運用若しくは保守の 業務
		金融商品取引所等	銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行う ために必要な有価証券や派生商品の取引を 行うための注文の受付、付合せ又は約定の 業務
		金融商品取引清算機関	有価証券や派生商品の取引に基づく債務の

石油・鉱物卸売業	振替機関	引き受け又は取引の決済の保証の業務 売買された有価証券の権利の電子的な受け渡しの業務
石油製品・石炭製品製造業	石油卸売業	石油製品(LPG を含む。) の輸送、保管、出荷又は販売の業務
熱供給業	熱供給業	製油所における関連施設の運転若しくは原料若しくは製品の入出荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務

一一頁

飲食料品小売業	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	システムの保守若しくは管理の業務 食料品(缶詰、農産保存食料品、精製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。)の調達、配達又は消費者への販売の業務
各種商品小売業	百貨店・総合スーパー	食料品若しくは生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、こみびニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。)の調達、配達又は消費者への販売の業務
食料品製造業	缶詰・農産保存食料品製造業 精製・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業	食料品の製造、資材調達又は出荷の業務

	飲料品卸売業	めん類製造業 處理牛乳・乳飲料製造業（青 児用調製粉乳に限る。）
	燃料小売業	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者 燃料小売業（LPGガス及びガ ソリンスタンドに限る。）
その他の生活関連 サービス業	火葬・墓地管理業 冠婚葬祭業	食料品若しくは原材料の調達、配達又は販 売の業務 オートガススタンドにおけるLPGガスの受 入若しくは保管若しくは販売若しくは保安 点検又はサービスステーションにおける石 油製品の受入若しくは保管若しくは配送若 しくは販売若しくは保安点検の業務
その他小売業	ドラッグストア	遺体の火葬の業務 遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れ る業務（創傷の手当、身体の清拭、詰め物 又は着衣の装着に限る。） 生活必需品の調達若しくは配達又は消費者 への販売の業務

一三頁

	産業廃棄物処理業	医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却 処理の業務
新型インフルエン ザ等対策の実施に 携わる国家公務員 又は地方公務員が 従事する事務に相 当する事務（前各 項に掲げるものを 除く。中欄及び下 欄において「公務 員と同様の事務」 といふ。）を行う 事業	独立行政法人（特定独立法人 （独立行政法人通則法（平成 十一年法律第百三号）第二条 第一項に規定する特定独立行 政法人をいう。）を除く。） 又は地方独立行政法人（特定 地方独立行政法人（地方独立 行政法人法（平成十五年法律 第百十八号）第二条第二項に 規定する特定地方独立行政法 人をいう。）を除く。）にお いて公務員と同様の事務を行 う事業	公務員と同様の事務の業務

○厚生労働省告示第三百七十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第二条 医療の提供の業務を行う事業者は、この規程の定めるところにより、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（第四条第一項において「管理台帳」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

一頁

3 前項の有効期間満了の後引き続き医療の提供の業務を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。

(登録申請書の提出等)

第三条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 主たる事務所の所在地

三 法人にあつては、代表者の氏名

四 事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。次号において「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）

五 対象業務（基準告示の表の下欄に掲げる対象業務をいう。以下同じ。）に従事する者が所属する事業所名及びその所在地

六 事業所ごとの対象業務の従事者数

七 新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を作成していること

- 八 法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種が行われる医療機関名及びその所在地
九 第五条第一項の規定に該当しないこと
十 その他必要な事項
- 2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。
- 3 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付けるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、必要に応じ、業務継続計画その他必要な書類の提出を求めることができる。

(登録の実施)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を管理合帳に登録するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録を受けた事業者に通知するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた事業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

二頁

- 一 氏名、商号又は名称
二 事業の種類
三 対象業務に従事する者が所属する事業所及びその所在地
四 登録年月日
五 登録番号

(登録をしない場合)

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、当該登録申請書を提出した事業者が第九条第四号又は第五号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から一年を経過しないとき又は登録申請書中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該登録申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

(変更の届出)

第六条 登録を受けた事業者は、第三条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合（軽微な変更があつた場合を除く。）においては、三十日以内に、その旨の登録変更届出書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 第四条第一項及び前条の規定は前項の登録変更届出書の提出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第七条 登録を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。

- 一 個人事業者が死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者
- 三 法人が破産手続き開始の決定により解散したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 対象業務に係る事業を廃止したときは、当該登録を受けた事業者

(勧告)

第八条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の適正な運営を確保するため、当該事業者に対して必要な勧告をすることができる。

- 一 この規程に違反したとき。
- 二 登録を受けた対象業務に關し不正な行為をしたとき。

(登録の消除)

第九条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者

五頁

の登録を消除するものとする。

- 一 第七条の規定による届出があつたとき。
- 二 第七条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
- 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき。
- 六 正當な理由がなくて第六条第一項の登録変更届出書の提出を怠つたとき。
- 七 前条の規定による勧告に従わないとき。

下「登録申請書」という。)を用いて、都道府県を通じて、厚生労働省に報告するものとする。(法第28条第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。)ただし、防衛省の開設する医療機関については、都道府県を経由せず、防衛省が直接周知及び取りまとめを行い、厚生労働省に報告するものとする。

3 登録及び報告の周知

厚生労働省は、都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。)の協力を得ながら、特定接種の登録対象となり得る事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても同様とする。

4 登録及び報告方法

本要領に基づき、厚生労働省に登録又は報告する場合においては、登録申請書(Excelシート)を都道府県から配布する(ホームページからダウンロード等を行うものとする)。登録対象となり得る事業者は必要事項を記載して、当該事業者が所在する都道府県にE-mailで提出する。提出を受けた都道府県は登録申請内容を確認の上で、取りまとめて、厚生労働省に提出する。また、やむを得ない理由により、登録申請書のダウンロード等やE-mailによる提出ができない事業者に対しては、都道府県が紙での配布・受付を行う。この場合、都道府県は、紙で受け付けたものを登録申請書(Excelシート)に転記・確認の上で、取りまとめて、E-mailで厚生労働省に提出する。

新型インフルエンザ等医療提供を行なう歯科診療所については、各都市圏歯科医師会の推薦を得て、都道府県へ登録申請書を提出する。

登録申請書の配布から確認までは、原則として各保健所が行うものとする。また、都道府県は保健所を設置する市及び特別区に対しては協力を求めるものとする。厚生労働省は、必要に応じて都道府県等の協力も得ながら、当該事業者の登録申請内容について、申請事業者である各医療機関等を担当している厚生労働省各局各課において確認を行った上で、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳(以下「管理台帳」という。)に登録を行う。なお、登録申請内容に疑惑がある場合には、都道府県等を経由し、必要に応じて当該申請事業者に対して登録対象業務の従事者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととする。

5 登録申請書の記載事項

特定接種(医療分野)の登録要領

1 本要領の位置づけ

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程(平成25年厚生労働省告示第370号。以下「登録手続告示」という。)に基づき医療の提供の業務を行う事業者の登録が円滑に行われるよう、登録に係る留意事項等について定めるものである。

2 登録事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第28条の規定に基づく特定接種(医療分野)の登録対象となり得る事業者は、以下の2つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。)において定められた基準のうち、別添1の表の「事業の種類の細目」で記載された事業(以下「医療提供事業」という。)に係る事業者であること。
 - ② 業務統計計画(診療統計計画)を作成していること。
- ※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは、「事業統計計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務統計計画」と表記する。

登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、法第4条第3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時ににおいても医療の提供に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種統合、対象、接種順位等を決定しており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意すること。

登録対象となり得る事業者は、登録基準告示において定められた基準のうち、別添1の表の対象業務(以下「登録対象業務」という。)に從事する者を登録対象者としてその数を登録するものとする。

なお、国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、医療提供事業に係るこれらの職員についても上記登録申請書(別添2。以

考え方は以下のとおりである。

(業務継続計画)

- 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事業所又は事業所に備え付けなければならない。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、国、地方公共団体、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関（以下「公設医療機関」という。）においても業務継続計画（診療継続計画）を作成していることを報告するものとする。

業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

(申請者情報)

- 事業者名
代表者の氏名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

(接種実施医療機関)

- ・新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
・新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
・新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的な方策
・その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

(接種実施医療機関)

- 病院及び診療所が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。一方、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関する連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

(常勤換算)
登録すべき従業者数については、常勤換算したものとする。

(外部事業者の考え方)

- 登録事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（登録事業者に常駐して当該業務を行なう等不可分一体となっている場合に限る。）は、登録事業者が登録する従業者数に含るものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。
なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該医療機関で登録対象業務を行なう外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を行なっている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、公設医療機関の開設者は法に

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。

(事業所情報)

- 設立区分
施設区分
歯科診療所が所属する都市区歯科医師会名（歯科診療所のみ記載）
事業所名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス
事業の種類
業務継続計画（診療継続計画）を作成していること
登録対象業務の従業者数
うち申請事業者の従業者数
うち外部事業者の従業者数

(接種実施医療機関情報)

- 医療機関名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

登録事項の記載に関する詳細は、別途定めることとするが、登録事項に関する基本的な

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

基づく登録を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録することとする。

6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、事業者が登録事業として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表する。(公表をもつて連絡したものとする。)また、報告のあつた公認医療機関についても、登録事業者と同様に公表するものとする。なお、今回登録された事業者は、平成 26 年度中に Web システムが稼働した際には、厚生労働省がデータを移行するため、再度登録する必要はない。ただし、7 に記載のとおり、有効期間満了の後も登録を希望する場合は、登録更新の申請が必要である。また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した事業者名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は 5 年とする。
有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了日の 90 日前から 30 日前までの間に登録更新の申請を行うこと。平成 26 年度中に稼働予定の Web システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了日の 90 日前に、登録の更新案内を E-mail で通知する予定である。

8 登録の変更及び施策の届出

登録事項について変更があった場合（軽微な変更があつた場合を除く。）及び施策等があつた場合の届出は、Web システムが稼働した以降（平成 26 年度中予定）に受け付ける予定である。このため、登録事項は平成 26 年度中まで基本的に変更のないものを登録すること。

9 広報・相談

厚生労働省は、都道府県等の協力を得ながら、登録事業者の対象者に的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

請錄申由種接字特

厚生労働大臣 殿
事業所の所在他の都道府県經由)

成25年厚生労働省告示第369号)において定められた基準のうち、以下の表のとおりである。

所在地	郵便番号 都道府県を選択			接種実施医療機関	
電話番号				※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要	
FAX番号					
E-mail アドレス					
事業所名	設立区分を選択	施設区分	施設区分を選択	施設区分が該当する 都市区町村会員会名 (※)	施設区分で該当する 都市区町村会員会名 (※)
所在地	都道府県を選択				
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
E-mail アドレス	@				
事業の種類	事業の種類を選択	※該当箇所を作成していること			作成している場合は丸印を選擇して下さい
登録対象業者の従業者数(人)	○	うち申請事業者の従業者数(人)	従業者数(人)	うち外部事業者の従業者数(人)	従業者数(人)
所在地	都道府県を選択				
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
E-mail アドレス	@				
医療機関名					
所在地	都道府県を選択				
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
E-mail アドレス	@				

事業の種類	事業の種類の細目	対象業務
新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務
重大緊急医療提供を行なう事業	国立ハンセン病療養所、独立行政法人國立研究センター、独立行政法人國立循環器病研究所、独立行政法人國立精神・神経医療研究センター、独立行政法人國立国際医療研究センター、独立行政法人國立成育医療研究センター、独立行政法人國立長寿医療研究センター、独立行政法人國立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉社團機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、人院を要する救急診療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行なう事業	医師、看護師、薬剤師、准看護師、歯科医師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科放射線技師、歯科衛生士、歯科放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、業務用器具、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

特定接種の接種体制に関する覚書

(株)〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と医療法人〇〇〇〇
代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置
法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種
体制について、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条
第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（平成25年厚生労働省
告示第369号）の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行う
こと。

以上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1
通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇〇工目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇〇

事務連絡
平成 25 年 12 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示及び特定接種（医療分野）の登録要領について」（平成 25 年 12 月 10 日健発 1210 第 1 号厚生労働省健康局長通知）によりお示ししたところです。

また、別添 1 「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」、別添 2 「特定接種（医療分野）の登録Q & A」及び別添 3 「特定接種登録申請書の集計方法について」を定めました。これらの特定接種登録申請書など登録に係る資料は、以下の厚生労働省ホームページにおいて公表しております。

これらを御参照の上、都道府県におかれましては、管内の政令市（保健所設置市）や特別区、関係機関等との連携を図りながら、取りまとめていただき、下記のとおり、提出をお願いします。

記

1. 提出期限

病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション及び助産所
平成 26 年 3 月 20 日まで

2. 提出先

厚生労働省結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室
SARSOPC@mhlw.go.jp まで E-mail にて御提出ください。

3. 提出物

別添 3 「特定接種登録申請書の集計方法について」に従って取りまとめた登録一覧表

4. 留意事項

提出期限については、都道府県等の御意見を踏まえ定めたものとなっておりま

す。なお、この期限に間に合わなかった場合は、平成26年度中にWebを利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。

上記の登録に係る資料については、以下のリンク先に掲載しますので、御活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/tokutei-sesshu.html

省各庁の長、地方公共団体の場合には、都道府県知事、市區町村長。

全角文字を用いること。氏名の間にスペースは不要であること。

ふりがなも、平仮名で全角文字を用いて記載し、氏名の間にスペースは不要であること。

(所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字で記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 田03-1111-2222

(E-mail) アドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の終了及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の最終などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

2 事業所情報

(設立区分)

登録する事業所の設立主体をリストから選択すること。

民間 國 都道府県 市区町村

特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人について、その職員は公務員としての身分を与えられているため、特定独立行政法人については②國、特定地方独立行政法人については、その設立団体に応じ③都道府県又は④市区町村を選択すること。なお、上記以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①民間を選択すること。
また、指定管理者制度により運営を行っている場合は、事業者名には地方公共団体名を記載し、事業所名に医療機関名を記載すること。
全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて記載し、途中でスペースは空けないこと。

(施設区分)

(代表者の氏名)
申請事業者の開設者(代表者)名を記載する(理事長、代表取締役等。国の場合は、各

特定接種登録申請書の記載に関する手引き

本手引きは、特定接種（医療分野）の登録要領（健発1210第1号平成25年12月10日付け厚生労働省健康局長通知。以下「登録要領」という。）に基づき、医療提供事業を行う事業者の登録申請書の記載に係る留意事項等について定めるものである。
なお、本手引きで用いる略語（例えば、「医療提供事業」など。）については、登録要領において定義している場合があるので、登録申請書を記載するに当たっては、本手引きと併せて登録要領も参照されたい。さらに、本手引きの別紙として記載例を示したので参照されたい。

登録申請書（Excelファイル）のファイル名は、事業者名の略称、事業所名の略称及び申請年月日とし、途中でスペースは空けないこと。

(例) 緑風会インフル診療所 2013/3/20

登録申請書には2つのシート（「申請書」及び「データシート」）があるが、このうち、「申請書」シートに記入すること。

登録申請書は記載内容を自動集計できるようプログラムされているため、シート名の変更、行・列の挿入・削除など様式の変更は絶対に行わないこと。

登録申請書は、Microsoft Excel2003以降のバージョンを使用すること。

1 申請者（事業者）情報

(申請年月日)

和暦かつ半角数字で記載する。平成の文字は消除しないこと。途中でスペースは空けないこと。

(事業者名)

法人名、商号については、開設届等と一致させること。法人種別については株式会社○○、公益財團法人△△など、省略せず記載すること。（株）や（公財）は用いない。
なお、国が開設している場合は、開設した省庁名、地方公共団体が開設している場合は、都道府県名、市区町村名を記載する。

また、公設医療機関において、指定管理者制度により運営を行っている場合は、事業者名には地方公共団体名を記載し、事業所名に医療機関名を記載すること。

また、指定管理者制度導入の公設医療機関については、③都道府県又は④市区町村を選択し、登録対象業務の従業者数については、全職員を外部事業者の従業者として登録すること。

申請事業所の事業の種類について、リストから①又は②いずれかを選択する。
なお、両方の事業の種類に該当する事業所は、①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録申請する。

① 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業 ② 重大緊急医療提供を行う事業

(1) 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業

(病院・診療所)

登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある患者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行なう病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションにおける医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、臨時看護師、臨時薬剤師、臨時歯科衛生士等）とする。具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院等に従事する医療従事者や、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の維持に必要不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に対する可能性がある窓口事務職員等。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではない。）を登録対象者とする。

ただし、新型インフルエンザ等に罹患している患者に、新型インフルエンザ等の診断、治療等以外の医療（例えば、心筋梗塞や緑内障の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

なお、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員であっても、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象とする。

(歯科診療所)

病院において、新型インフルエンザ等に罹患し人工呼吸器を装着する患者等に、医療性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）をチーム医療として実施する歯科医師、歯科衛生士等を登録対象とする。そのため、病院と連携して当該医療を実施する歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士等についても、登録対象とする。新型インフルエンザ等に罹患している患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

(薬局)

薬局における登録対象者は、处方箋に基づいて新型インフルエンザ等の治療のための医薬品の調剤業務等を行う薬剤師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の遂行に必要

登録する事業所の施設区分はリストから選択する。

- ① 病院 ② 診療所（歯科を除く）③ 歯科診療所 ④ 薬局 ⑤ 訪問看護ステーション ⑥ 助産所

(歯科診療所が所属する都市区歯科医師会名)

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所について、原則的に、3(1)「歯科診療所」の項目に該当する歯科診療所として各都市区歯科医師会の推薦を得て登録申請を行なうこととしている。この欄には登録申請する歯科診療所が所属する都市区歯科医師会名を全角文字で記載すること。都市区歯科医師会に所属していない場合は、空欄で差し支えない。

(事業所名)

医療機関名、施設名、支店名等を記載する。（事業者名と同一でも可。）

全角文字を用いて記載すること。

(例) ○○病院、○○クリニック、○○薬局○○支店

(所在地)

都道府県はリストから選択する。
市区町村以下は、全角文字を用いて記載すること。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。
(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。
(例) 〒470-3231 Te.03-1111-2222

(E-mailアドレス)
新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の終枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の超過などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

3 事業の種類及び登録対象業務の従業者について

(事業の種類)

4 登録対象業務の従業者数の記載方法

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の従業者と外部事業者に所属の従業者数を分けて記載する。
(登録対象業務の従業者数)
Excel シートでの登録の場合、「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した人数が導入される。自動計算されたため、記載は不要であること。
紙での登録の場合のみ「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した値を記載すること。

(うち申請事業所の従業者数)
常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(うち外部事業者の従業者数)
常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(公設医療機関)

以下の例にならない、記載すること。

- ① 外部事業者を活用していない場合（全従業者が公務員の場合）
登録対象業務の従業者数 : A 人
うち申請事業者の従業者数 : B 人
うち外部事業者の従業者数 : C 人
- ② 外部事業者を活用している場合（公務員に加え、外部事業者の従業者が従事している場合）
登録対象業務の従業者数 : B+C 人
うち申請事業者の従業者数 : B 人
うち外部事業者の従業者数 : C 人
- ③ 指定管理者制度を活用している場合（公務員がいない場合）
登録対象業務の従業者数 : A 人
うち申請事業者の従業者数 : 0 人
うち外部事業者の従業者数 : A 人

不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等）とする。

なお、本医療の提供の業務を行う事業者の登録においては、調剤業務を行っていない薬店及びドラッグストアの従業者は登録対象とはしない。また、薬局に勤務する者であっても、一般医薬品や日用品のみの販売等、新型インフルエンザ等治療に係る医薬品の調剤業務等に従事しない者は、登録対象とはならない。

(訪問看護ステーション)

訪問看護ステーションにおける登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、医師の指示の下、居宅等において新型インフルエンザの診療の補助業務等を行う看護師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の維持に必要不可欠な看護補助者、事務職員等とする。
なお、定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として上記に該当すれば、登録対象とする。

(2) 重大緊急医療提供を行う事業

登録要領別添1の表において、重大緊急医療提供を行う事業に係る事業の種類の細目の欄に該当する有資格者を登録対象とする。

(常勤換算)

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものとす。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間（※）を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者（以下「常勤者」という。）の人数
 - ② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において1週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に対する人数を掛けた人数（複数の勤務形態がある場合はそれを合算し、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとする。）
- ※ 所定勤務時間：事業所において定められている1週間の勤務時間
(例) 週3日午前12時から18時までの3時間、午後の勤務時間13時から18時までの5時間と勤務する病院における常勤者の通常の労働時間（所定勤務時間）が週40時間で、午前の勤務時間9時から12時までの3時間、午後の勤務時間13時から18時までの5時間と勤務した場合、3時間/日×3日÷40時間×5（人）+5時間/日×2日÷40時間×10（人）=1.125（人）+2.5（人）=3.625（人）となり、これを小数点以下で切り上げ、4（人）が上記②に該当する従業者数となる。

当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平时から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも良い。半角英数字を用いて記載すること。

5 業務統計計画

業務統計計画※（診療統計計画）を作成している場合は「業務統計計画を作成していること」欄で「〇」を選択すること。なお、業務統計計画を作成していない場合は登録の対象とはならない。

※新型インフルエンザ等対策政策行動計画及びガイドラインでは「事業統計計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務統計計画」と表記する。

6 接種実施医療機関

病院及び診療所（歯科を除く。）が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

（覚書）

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に關して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、登録要領別添3のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

（医療機関名）

覚書を取り交わした医療機関名を全角文字を用いて記載すること。

（例）〇〇病院

（所在地）

都道府県はリストから選択する。
市区町村以下は、全角文字を用いて記載する。
開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。
（例）〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

（郵便番号、電話番号及びFAX番号）

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及び FAX 番号は、市外局番から記載すること。なお FAX がない場合は、空欄で差し支えない。
（例）〒470-3231 Tel03-1111-2222

（E-mail アドレス）

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の終了及び

特定接種（医療分野）の登録Q&A

登録対象の考え方

新型インフルエンザ等医療
病院・診療所

問 1. 新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

(答) 新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など）をいいます。

問 2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

(答) 事務職員については、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など）が登録の対象となります。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問 3. 病院給食を担当する職員も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある職員など）であれば、登録の対象となります。

問 4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

(答) 普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問 5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。

特定接種登録申請書					
(申請年月日) 平成25年2月20日					
申算年月日を和暦で記載してください。					
法人名を記載してください。					
都道府県をリストから選択してください。					
市区町村以下を記載してください。					
電話番号、FAX番号は半角及 びハイフンで記入ください。また、 市外局番から記載してください。					
E-mailは半角英数字で記載して ください。					
法人化していない個人事業主 の場合、事業所名と同一なり ます。					
都道府県をリストから選択して ください。					
市区町村以下を記載してくださ い。					
電話番号は半角英数字で記載す る場合に限り記入欄のカッコ内 に記入してください。					
新規登録の場合は、神奈川県 に選択します。					
申 請 者	ふりがな				
事業者名	医療法人厚生会				
代表者の氏名	山田 大輔				
所在地	東京都 港区 4丁目33-31				
電話番号	03-1111-2222				
FAX番号	03-1111-2223				
E-mailアドレス	koushi@medicole.jp				
設立区分	①民間	②法人区分	③診療所	④診療科	専門的な医療が専門的 な医療ではない場合 (例)
ふりがな	ひらがな	ひらがな	ひらがな	ひらがな	ひらがな
事業所名	インフルエンザ予防接種室				
所在地	神奈川県 222-3232	川崎市川崎区1丁目2番3号	新興ビル3階		
電話番号	042-1111-1111	FAX番号	042-1111-1112		
E-mailアドレス	influenza@medicole.jp				
事業の運営	①新規インフルエンザ等医療 を行なう事業	医療機器等を用いて していること			
販売医薬品の販売 等数(人)	7	うち医療機器等の 販売数(人)	5	うち医療機器等の 販売数(人)	2
接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要					
ふりがな	医療機関名	所在地	都道府県を選択	電話番号	E-mailアドレス
自事業所で接種を実施するた め、記載してください。					

れるため、新型インフルエンザ等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

なお、新型インフルエンザ等により患している患者に、上記の新型インフルエンザ等の医療以外の医療（例えば、う齒の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問 10. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型インフルエンザ医療を提供する歯科衛生士等も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象となります。

薬局

問 11. 薬局における新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

（答）処方箋に基づく新型インフルエンザ等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問 12. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

（答）今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問 13. 薬局において新型インフルエンザ等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

（答）今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型インフルエンザ等に対する医療の提供（調剤業務等）に当ならないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、处方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象なりません。

問 14. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を行いう病院や診療所において、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）については、

（答）新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問 6. 普段はインフルエンザの医療提供を行わない医療機関でも、発生時に新型インフルエンザ等医療を行う場合は、登録の対象となりますか。

（答）登録事業者となつた場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されることになります。その点をご了解いただいた上で、申請をお願いします。この場合は、新型インフルエンザ等発生時に新型インフルエンザ等の医療の提供を行う医療機関として、登録対象となります。

なお、上記の点にご了承いただけない場合は、登録対象外になります。

問 7. 新型インフルエンザ等の予防接種（特定接種や住民接種）のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

（答）予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。新型インフルエンザ等医療提供とは、具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などの提供を言います。

問 8. 薬局等と覚書を交わす接種実施医療機関は、特定接種の医療機関である必要はありますか。

（答）接種実施のみを行う医療機関は、特定接種の登録医療機関である必要はありません。また問7でお示ししたとおり、予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行なう事業として登録の対象になります。

問 9. 歯科診療所において新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供を行なうものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）を実施していくことが求めら

(答) 対象となりません。ただし、問18において示したとおり、分娩を取り扱う助産所は重大緊急医療提供を行う事業に該当し、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

重大緊急医療

問20. 重大緊急医療提供に係る登録対象者は、具体的にはどのような者を指しますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類の細目」に記載の医療機関等において、当該対象業務に従事する有資格者が対象となります。

問21. 眼科、皮膚科、精神科など単科の医療機関であっても、重大緊急医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類の細目」に記載の医療機関に該当すれば、重大緊急医療提供事業として登録の対象となります。

常勤換算

問22. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問23. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員Aさんの登録対象業務に従事する1週間当たりの延べ勤務時間に1人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。
例えば、所定勤務時間が週40時間の病院において、週3日、午前中（8時から12時までの4時間と仮定）だけ勤務するAさんにについて常勤換算した従業者数は、 $40\text{時間} / \text{日} \times 3\text{日} / 40\text{時間} \times 1\text{人} = 0.3\text{人}$ となります。

登録の対象とされています。

業局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の維持に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

訪問看護ステーション

問15. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 新型インフルエンザ等に罹患した、または罹していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下で必要な診療の補助又は療養上の世話をを行うことをいいます。

問16. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が扶持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問17. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

(答) 定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は、今回の登録の対象となります。
なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サービス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B-1）に分類されます。

助産所

問18. 助産所は登録対象となりますか。

(答) 重大緊急医療提供を行いう事業として分娩を取り扱う助産所は登録対象となります。
なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問19. 分娩を取り扱わない助産所は登録対象となりますか。

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項においては、厚生労働大臣は登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、都道府県知事や市町村長に必要な協力を求めることがあります。
③ ワクチンの供給については、都道府県が担う役割であり、都道府県は、登録対象となる医療関係者を把握しておくことが重要であることを踏まえたものです。

また、今後、医師会や病院団体等の関係団体の全国組織が傘下の医療機関等に対して医療関係者の登録に関する説明会を開催する予定と聞いており、その場合には、厚生労働省からも積極的に出向き、このような関係団体ルートを通じても本件の周知を行っていきたいと考えています。

今回の医療関係者の登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力が不可欠であり、是非ともご協力いただきたいと考えています。

問28. 登録申請書を紙で受け付けた場合、その内容をエクセルシートへ転記することとされていますが、これは、各保健所が紙ベースで都道府県に提出し、都道府県が一括して転記するのですか。

(答) 登録申請書の受付、確認、転記などは、原則として、各保健所で行っていただき、都道府県はそれをとりまとめ、厚生労働省に提出していただきたいと考えています。

問29. 登録申請書提出の締め切りを過ぎた場合は、受け付けてもらえないませんか。

(答) 医療関係者の登録申請については、3月末を一日の期限としています。この期限に間に合わなかった場合は、平成26年度中にWebを利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。都道府県は、3月末以降Webシステム稼働までは、登録申請や修正を受け付ける必要はありません。なお、都道府県がとりまとめるに当たり支障が生じ、特段の配慮が必要となる場合は、厚生労働省にご相談ください。

問30. 提出期限の平成26年3月20日とは、医療機関等から都道府県への申請期限ですか。厚生労働省への提出期限なのですか。

(答) E-mailアドレスは必須ですか。E-mailアドレスを持たない診療所等は、登録できないと考えてよいですか。

(答) 特定接種の発生時や登録更新時の連絡などに使用するため、E-mailアドレスの登録は必須です。なお、記載の手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えありません。

問24.複数の事業所（医療機関）で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所（医療機関）において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

(答) 特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務とする者として計算上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。例えば、A病院において週2日、B病院において週3日登録対象業務に従事する職員は、A病院において常勤換算した2日÷5日×1人=0.4人として登録し、B病院においても常勤換算した3日÷5日×1人=0.6人としてそれぞれ登録してください。

その他

問25. 外部事業者も登録対象となりますか。

(答) 登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となつて行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問26. 指定公共機関、指定地方公共機関等の団体は登録対象となりますか。

(答) 登録の対象となるかどうかは、指定公共機関又は指定地方公共機関であるかを問わず、登録基準告示において示した事業に該当するかどうかによって決まるものです。

登録の事務

問27. 特定接種については国が実施主体であるが、なぜ医療関係者の登録について、都道府県等が登録の事務において協力する必要があるのですか。

(答) 今回の医療関係者の登録は、政府行動計画における特定接種の接種順位の基本的考え方を踏まえ、新型インフルエンザ医療等や、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供に従事する医療関係者から登録を開始しようとするものです。

この登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力ををお願いしていますが、これは、
① 医療関係者への特定接種により、新型インフルエンザ等が期待されるものであり、日頃から、地域の医療機関等の指導を行っている保健所が最も医療機関の状況を把握していると考えられる

こと

で確認していただきたいと考えています。

問37. 登録申請しても、登録されない場合もあり得るところですが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録申請には、登録手続告示第5条第2項においてお示したとおり、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問38. 登録申請に関する情報提供は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 登録申請書であるエクセルシート、記載の手引き、Q&A等を厚生労働省のホームページに掲載します。
また、可能な限り、各都道府県等においても、それぞれのホームページから登録申請書のダウンロードや参考資料の閲覧等をできるようにしていただきたいと考えています。

業務継続計画（診療継続計画）

問39. 業務継続計画を作成するのに時間がかかります。作成予定として登録することはできますか。

(答) 医療機関については、行動計画においても業務継続計画（診療継続計画）を作成することができます。また、業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければなりません。業務継続計画の初版を作成して、登録後に各機関で順次改定させていくという考え方から、今般の申請に当たっては、初版に当たるものを作成し、登録していただきたいと考えています。登録要領に、業務継続計画に記載すべき事項をお示しています。

問40. 業務継続計画を提出する必要はありますか。

(答) 業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けることになつております。ただし、登録手続告示第3条第4項に示したとおり、必要に応じて提出を求めることがあります。

問41. 業務継続計画を作成していないことを都道府県等が知った場合、厚生労働省へ報告する必要がありますか。

(答) 登録手続告示第5条第1項又は第8条第1号の規定に該当するため、業務継続計画を作成していないことが判明した場合は厚生労働省へ報告していただきたいと考えて

問32. 申請書の内容に疑義が生じた場合、都道府県経由で照会すると登録要領に記載がありますが、その際の必要な指示等は厚生労働省から示されますか。

(答) 都道府県における確認の時点で疑義が生じた場合には、適宜照会していただいて構いません。また、厚生労働省における確認の時点で疑義が生じ、都道府県に照会をお願いする場合には、疑義が生じた理由をお示ししつつ、例えば登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠をご確認いただきたいなどといったお頼い等を行う予定です。

問33. 登録申請書とともに登録者名簿や総従業者数などの資料を提出してもらうべきではないですか。

(答) 登録要領に記載のとおり、登録者名簿や従業者数の提出を、求めるものではありませんが、登録申請内容に疑義がある場合には、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととしています。

問34. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録申請はどういうに行うのですか。

(答) 都道府県においては、各都道府県歯科医師会に周知をし、登録申請のとりまとめを行つください。おおむね各都市区歯科医師会あたり1歯科診療所を推薦していただき、各都道府県歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録申請をしていただきたいと考えています。

問35. 各都市区歯科医師会あたり1歯科診療所の推薦とあるが、病院と連携して新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所が地域に複数か所あつた場合の取扱いはどうなりますか。

(答) 各都市区歯科医師会あたり1歯科診療所を原則としていますが、箇所数については、新型インフルエンザ等医療を提供する病院との医科歯科連携の実態、地理的な事情、人口規模等を考慮して決定していただきたないと考えております。

問36. 訪問看護ステーションについて、登録申請の内容の確認はどの部署がすればよいでですか。

(答) 訪問看護ステーションは、介護保険法（平成9年法第123号）に基づき、都道府県知事（事業所の所在地が指定都市・中核市市長）が指定を行っています。
このため、保健所が訪問看護ステーションに係る情報を把握していない場合は、介護保険法に基づく指定事務を担当している介護保険主管部局と協力して、都道府県内

対象、接種総数、接種順位については、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届くことは限りません。

登録事務に係る補助金

問48. 特定接種の実施の際には、登録事業所の接種実施医療機関に対して、10ml バイアルのワクチンが供給されるのですか。

(答) 供給バイアルサイズについては、10ml 等のバイアルで供給することを想定しています。
なお、集団的接種が不可能又は不適切である接種対象者、各会場における端数の人數及び小規模な医療機関の医療従事者への接種等に対応するため、一定程度は1ml 等の小さなバイアルを確保することを想定しています。

問49. 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて「100人以上を単位として接種体制を構築する」とあるが、個々の事業所が、100人以上の体制を構築する必要はありますか。

(答) 今回の医療関係者の登録については、接種体制が構築されなければ、一つの事業所からの登録対象者が100人以下であっても、登録の対象となります。

います。また、その場合、登録手続告示第9条第4項の規定にあるとおり、登録が消されることができます。

問42. 特定接種の登録業務にかかる補助金については、なぜ補助率1/2なのでですか。

(答) 特定接種の登録については、地域の医療体制や社会機能の維持・確保のために実施されるものであるため、国と地方公共団体が共同して実施する事務であり、円滑な運営を期するために、その登録業務に係る費用負担については補助率1/2として協力していただくこととしています。

問43. 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県とされているが、保健所を設置している政令市や特別区に対する補助金の交付はありますか。また、補助金の交付がない場合における政令市、特別区の事務委託等として協力要請があれば必要ですか。

(答) 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県であるため、政令市、特別区に対する直接補助はありません。そのため、政令市、特別区におかれましては、都道府県と連携を図りながら、都道府県からの事務委託等として協力要請があれば必要に応じてご協力いただきたいと考えています。

問44. 平成25年度の補助金交付のスケジュールを教えてください。

(答) 平成25年12月中旬に厚生労働省が各都道府県から要望額を聞き取り、これらを取りまとめ、平成26年1月以降に交付申請の受理及び交付決定を行う予定です。

問45. 平成26年度以降における登録や修正等の事務に係る補助金の交付はありますか。

(答) 平成26年度以降についても、平成25年度と同様の補助事業を行う予定です。

問46. 郵送料も補助金の対象となりますか。

(答) 郵送料を含めた役務費を対象経費とする予定です。

接種体制

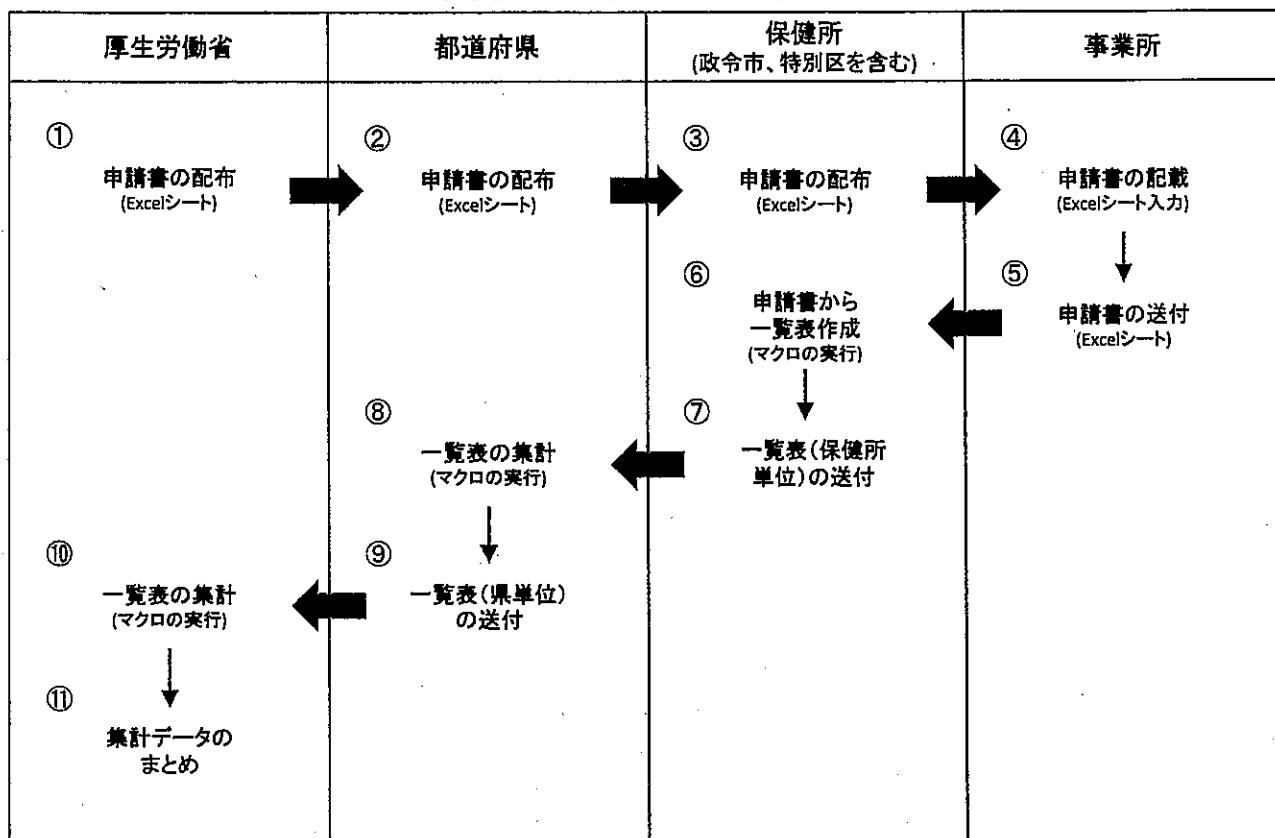
問47. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

(答) 事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定接種の

特定接種登録申請書の集計方法について

別添3

登録申請の基本的な流れ(イメージ)

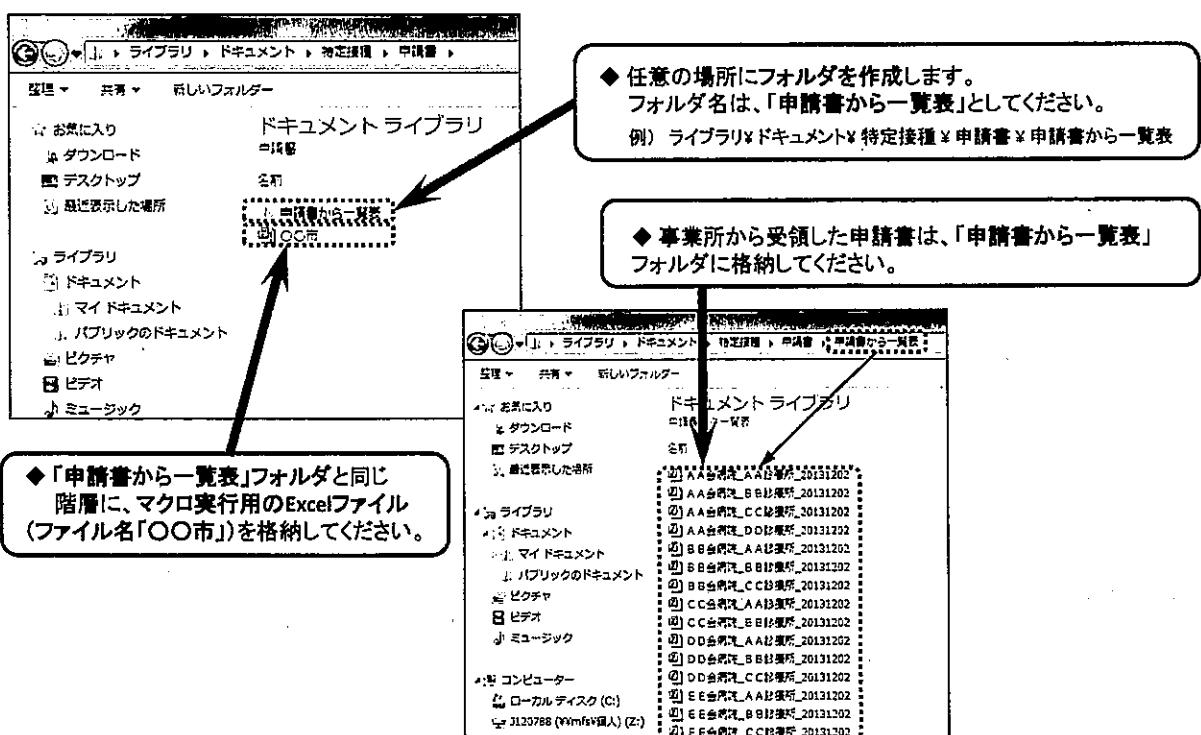


1

「申請書から一覧表作成」の手順について①

(保健所での作業を想定し記載しています)

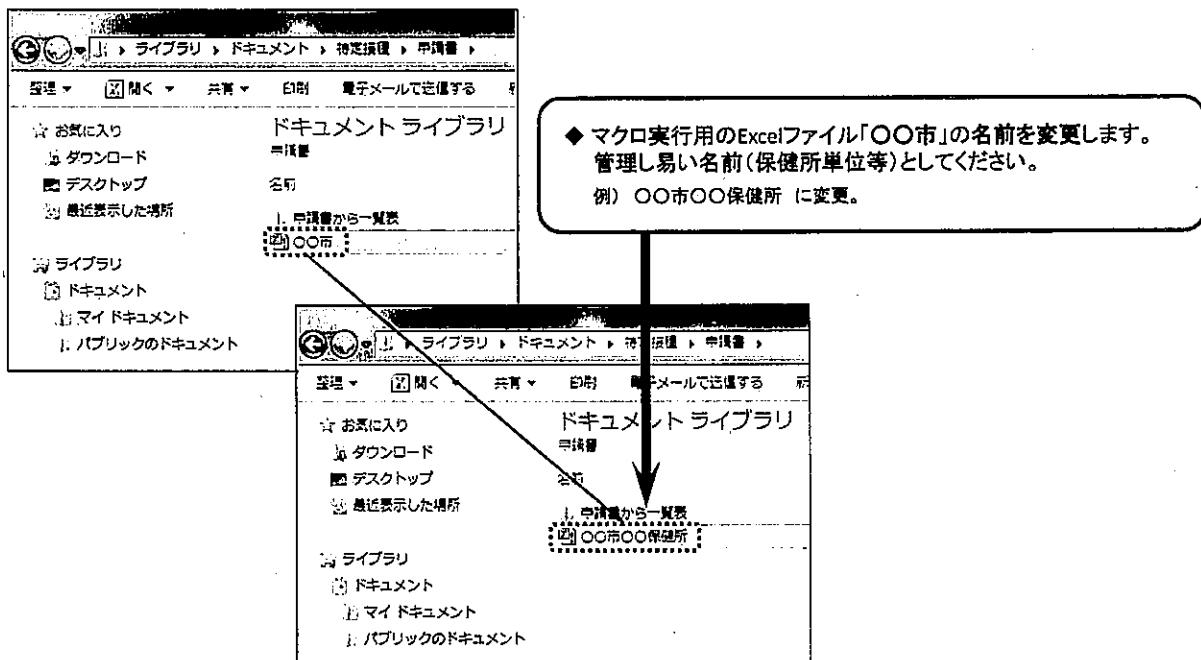
① EXCELマクロ実行の準備(1)



2

「申請書から一覧表作成」の手順について②

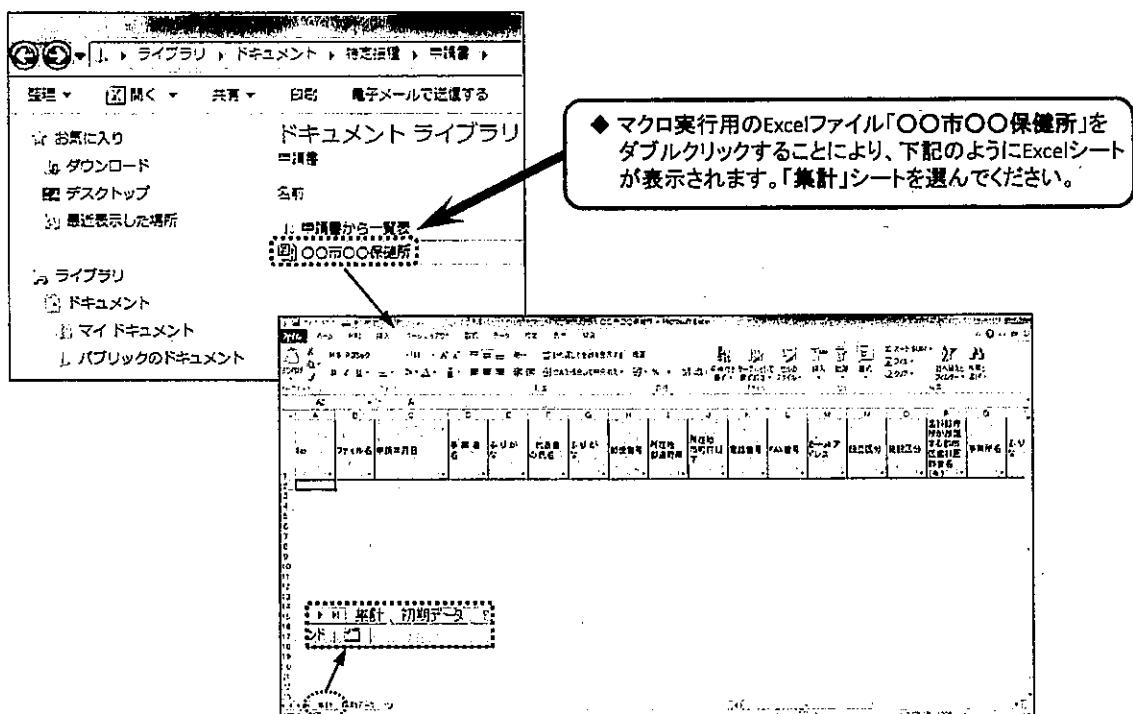
② EXCELマクロ実行の準備(2)



3

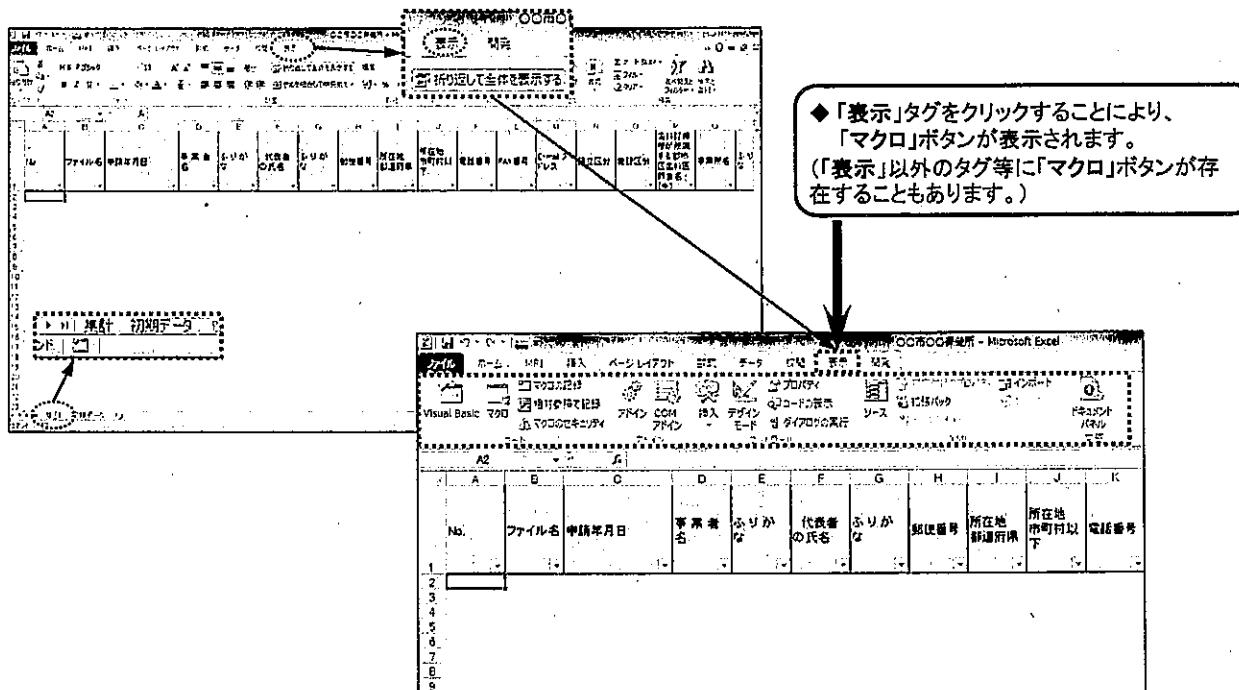
「申請書から一覧表作成」の手順について③

③ EXCELマクロの実行(1)



「申請書から一覧表作成」の手順について④

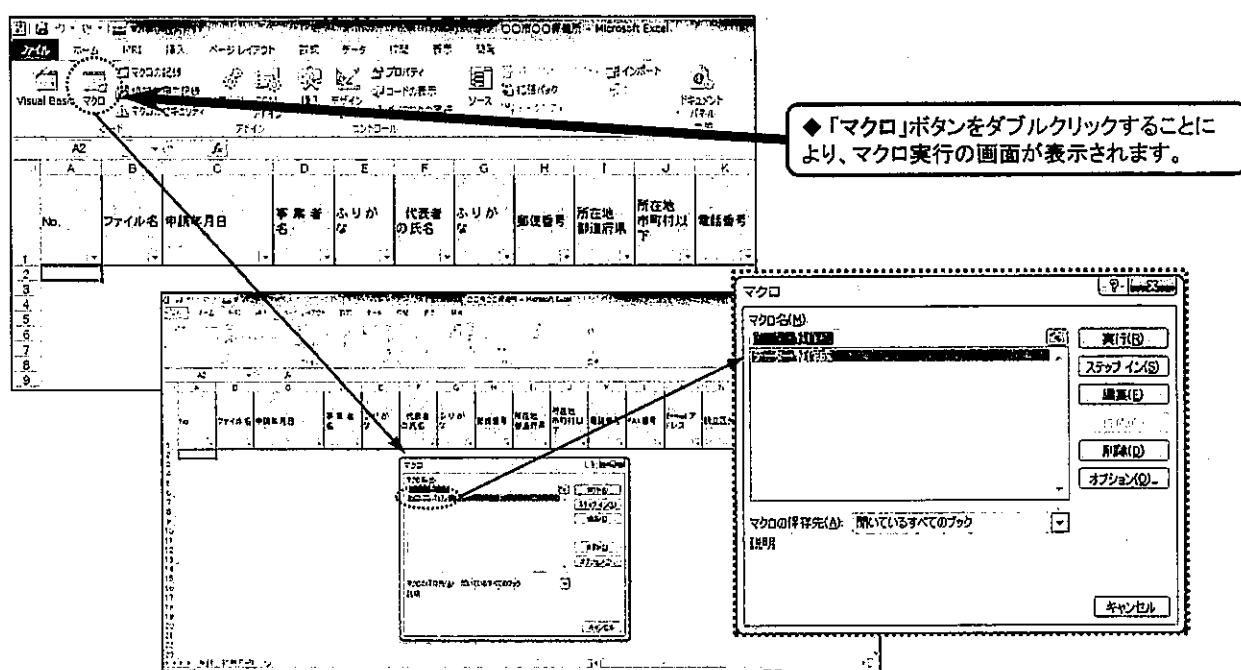
④ EXCELマクロの実行(2)



5

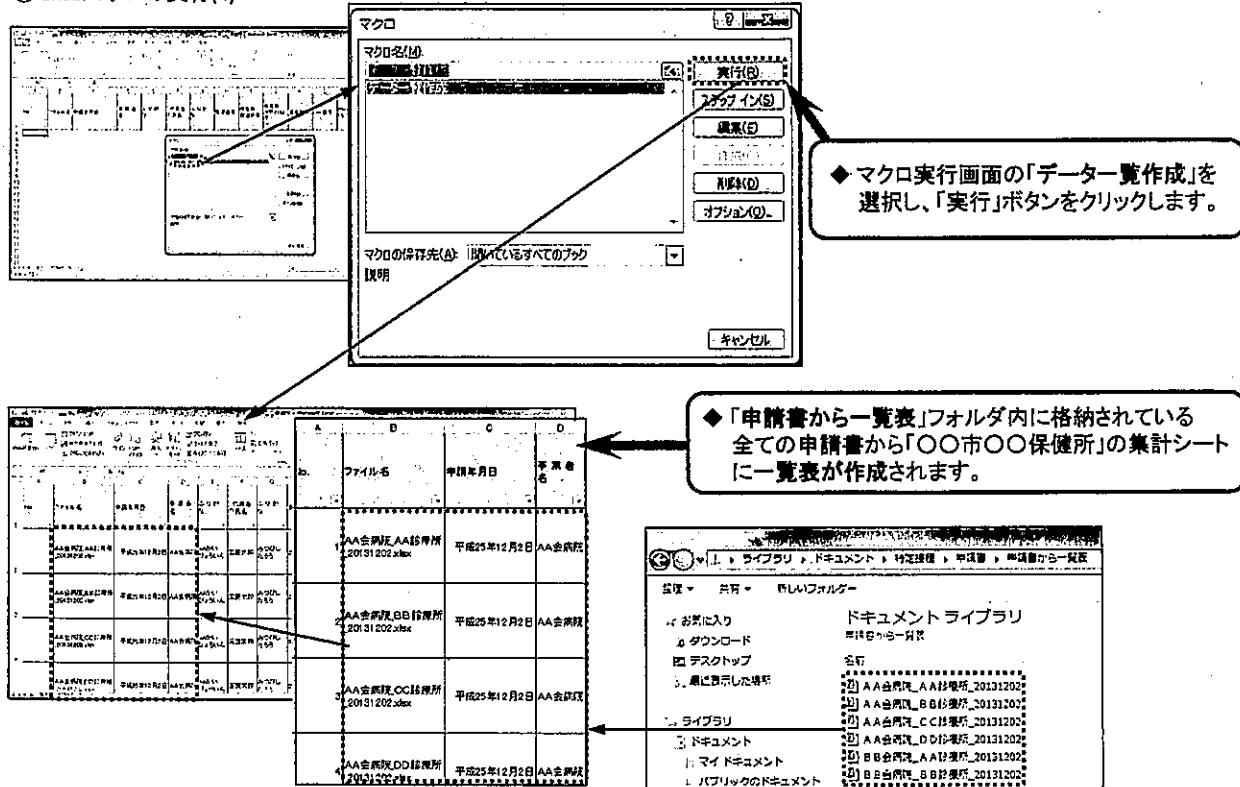
「申請書から一覧表作成」の手順について⑤

⑤ EXCELマクロの実行(3)



「申請書から一覧表作成」の手順について⑥

⑥ Excelマクロの実行(4)

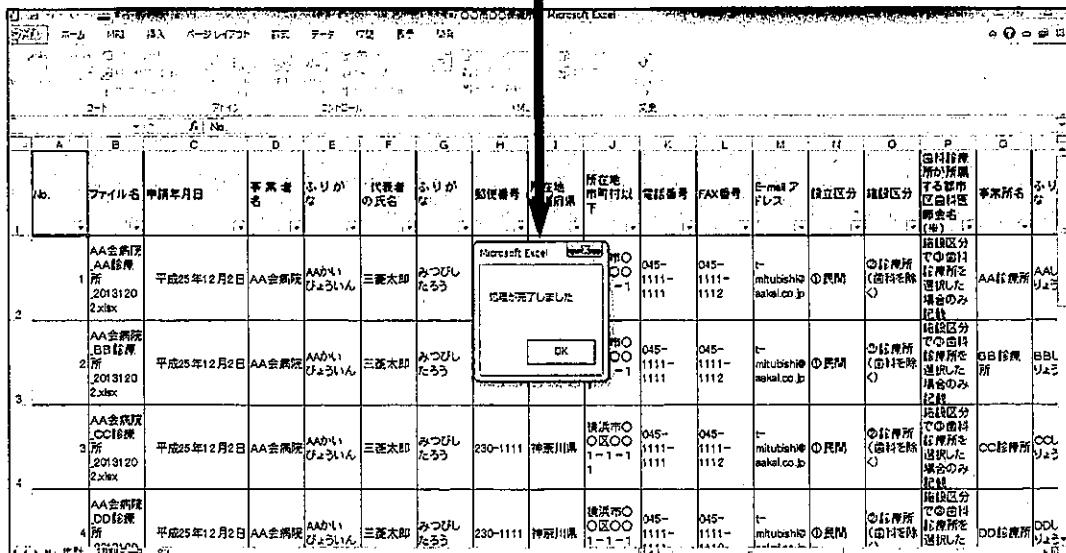


7

「申請書から一覧表作成」の手順について⑦

⑦ Excelマクロの実行(5)

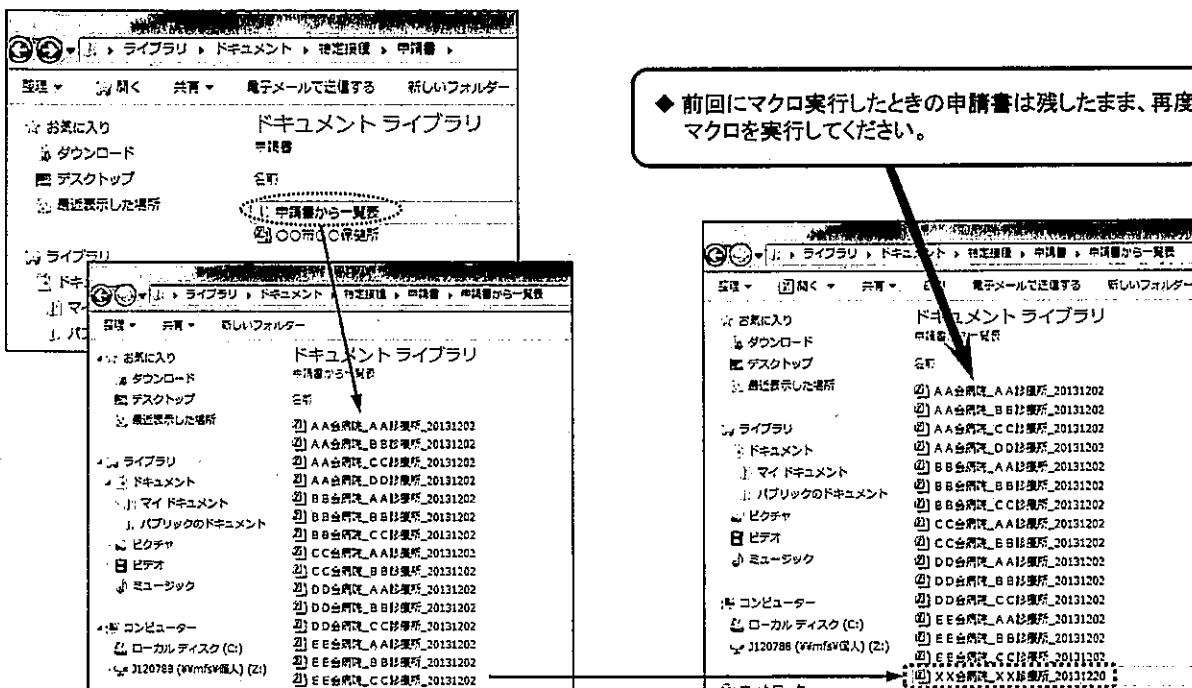
◆ 処理が完了すると下記メッセージが表示されます。
「OK」ボタンをクリックすることにより、集計シートに戻ります。



(参考)一覧表作成後に申請書を追加する場合について

マクロ実行により作成される一覧表は、上書き作成されます。

事業所からの申請書を既に作成した一覧表(保健所単位)に追加する場合は、「申請書から一覧表」フォルダに追加で申請書を格納し、「申請書から一覧表作成」の手順についての③~⑦の作業を行ってください。

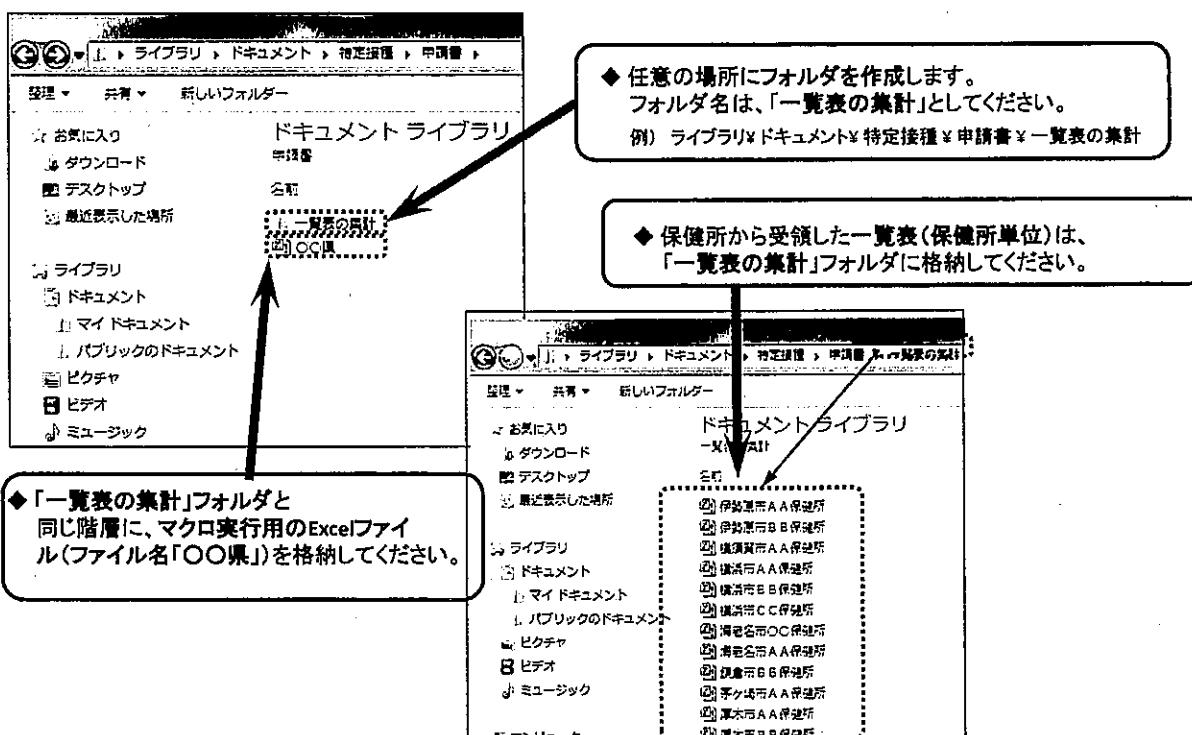


9

「一覧表の集計」について①

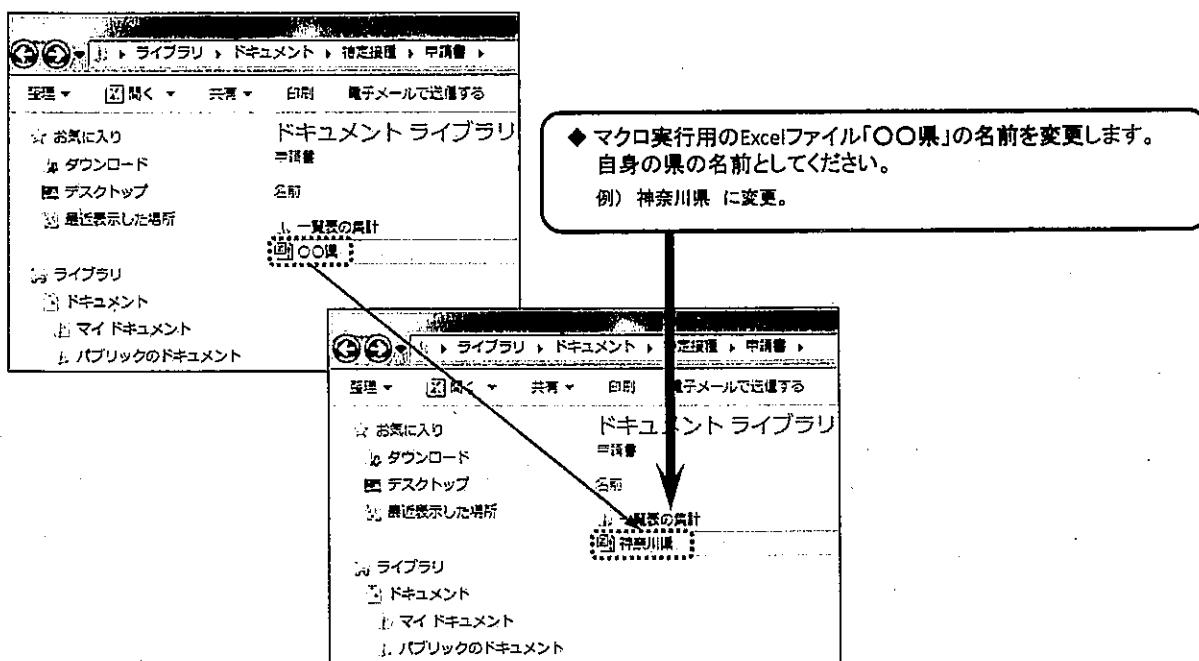
(都道府県での作業を想定し記載しています)

① EXCELマクロ実行の準備(1)



「一覧表の集計」について②

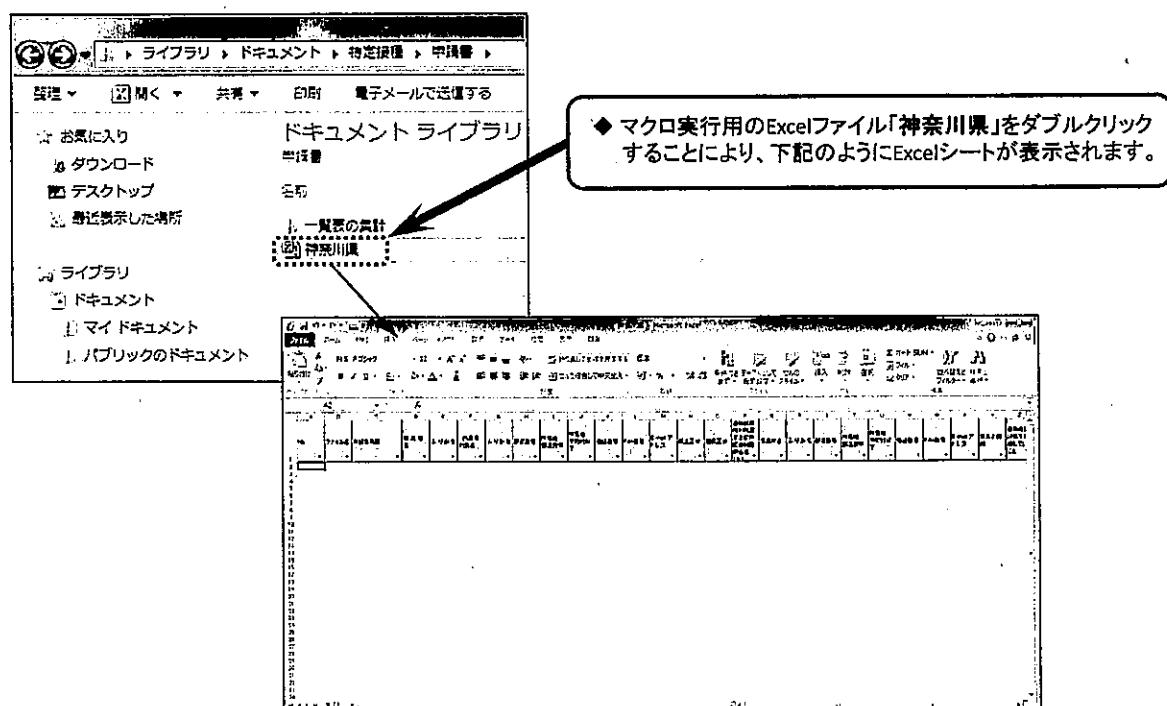
② EXCELマクロ実行の準備(2)



11

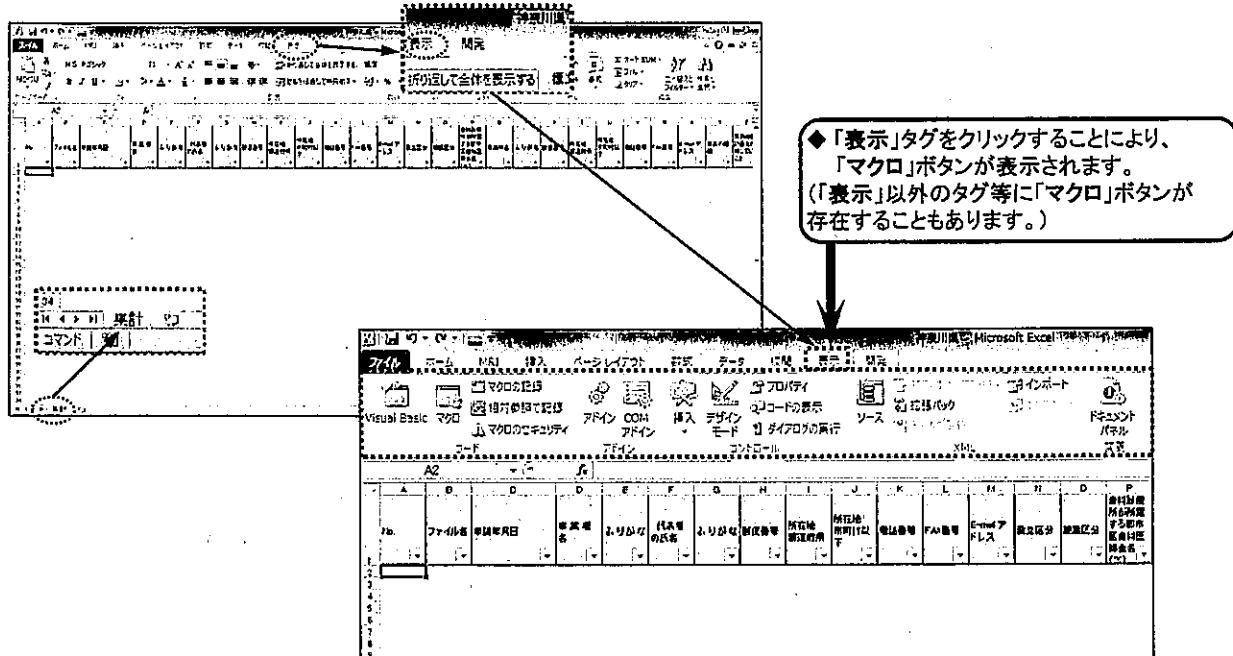
「一覧表の集計」について③

③ EXCELマクロの実行(1)



「一覧表の集計」について④

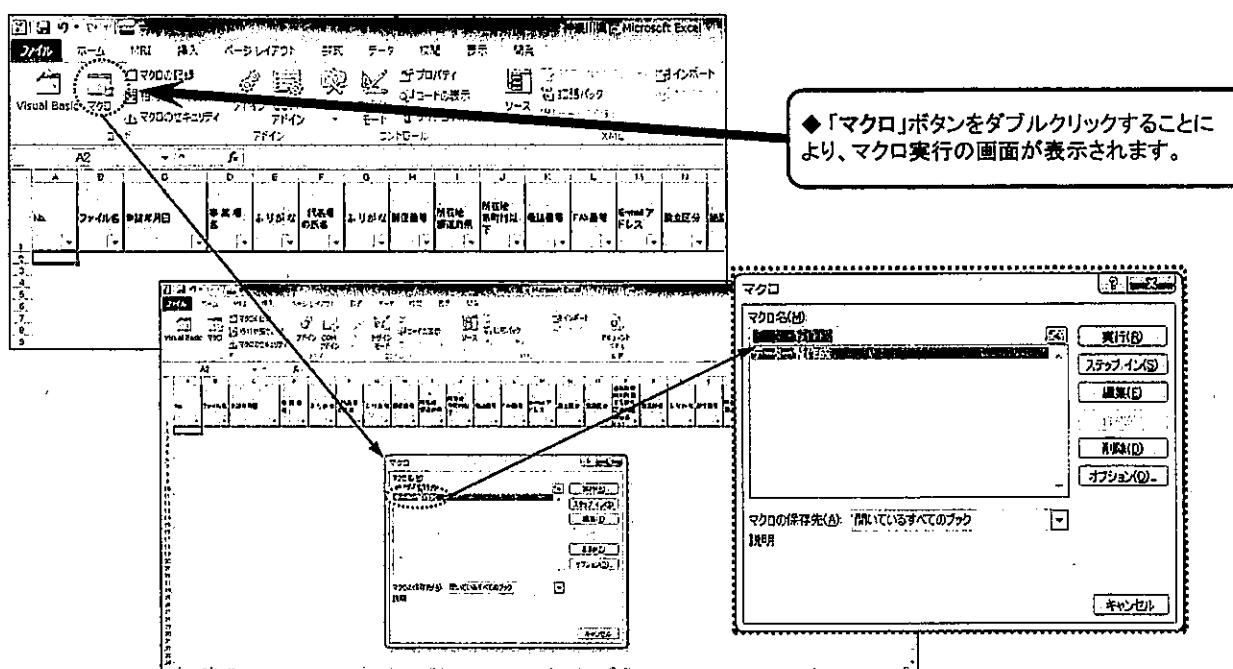
④ EXCELマクロの実行(2)



13

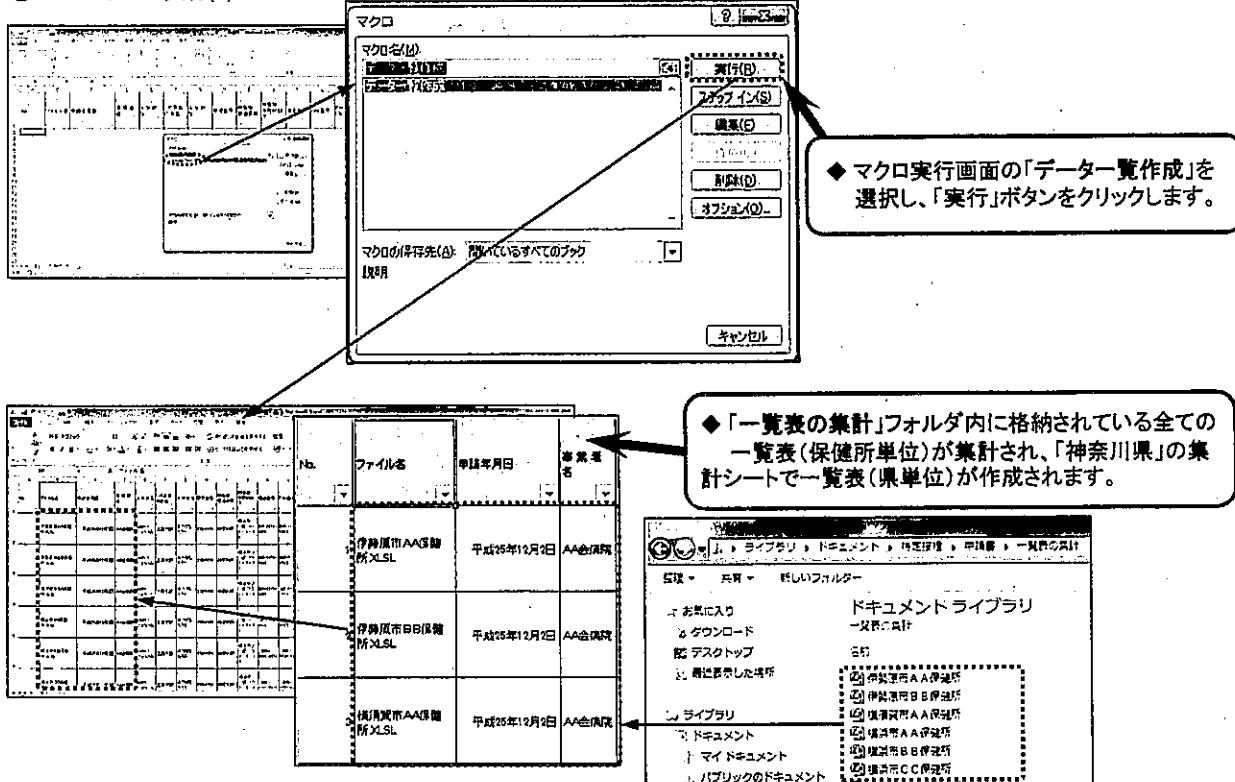
「一覧表の集計」について⑤

⑤ EXCELマクロの実行(3)



「一覧表の集計」について⑥

⑥ Excelマクロの実行(4)

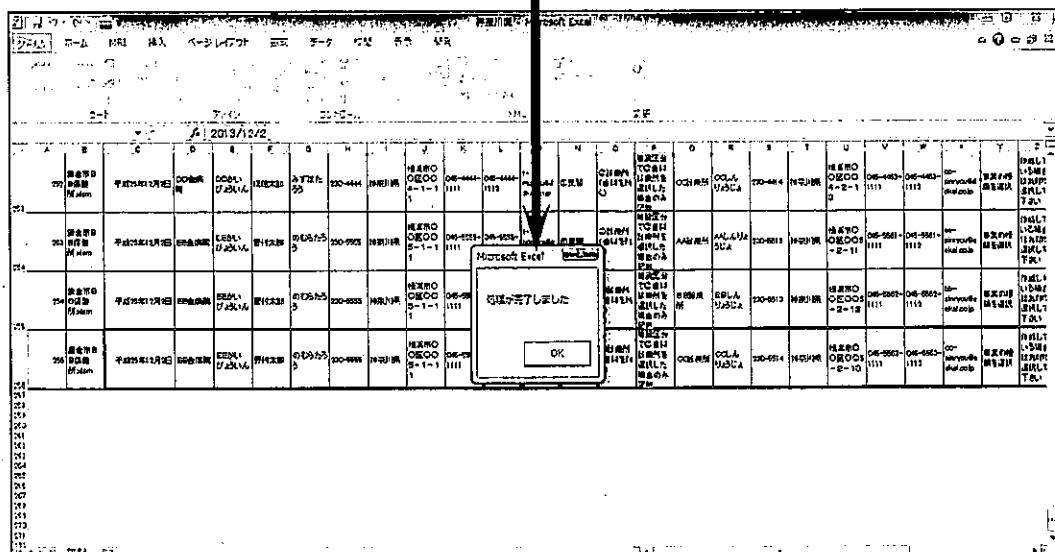


15

「一覧表の集計」について⑦

⑦ Excelマクロの実行(5)

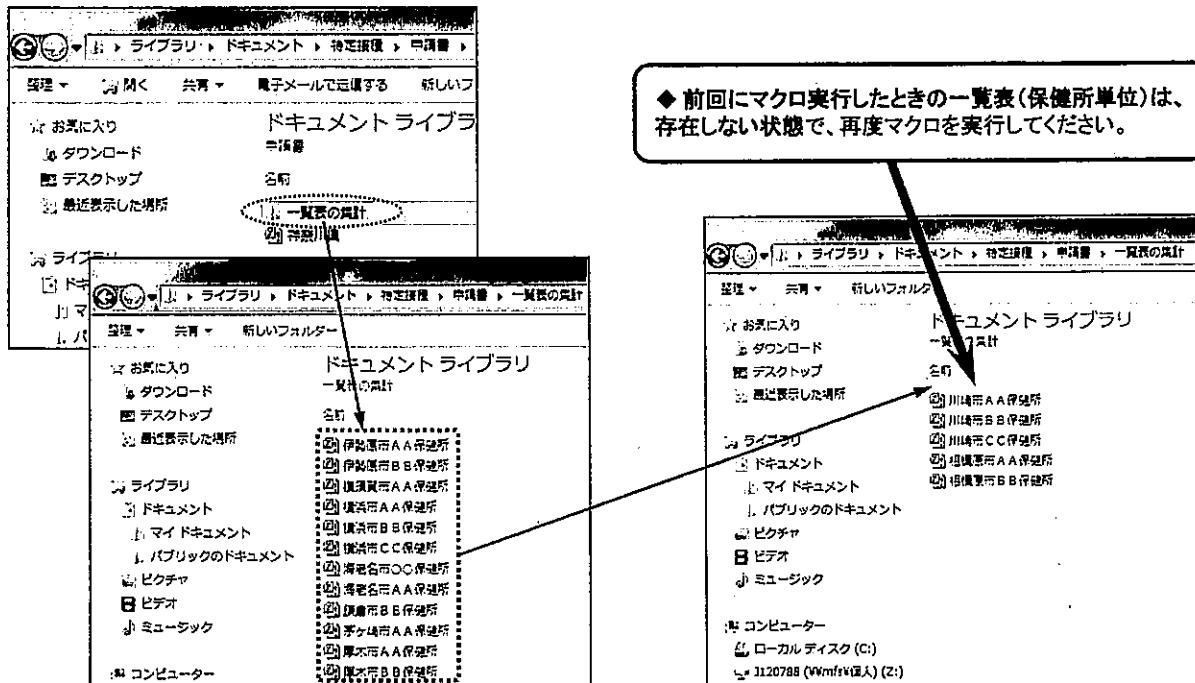
◆処理が完了すると下記メッセージが表示されます。
「OK」ボタンをクリックすることにより、集計シートに戻ります。



(参考)一覧表(県単位)作成後に一覧表(保健所単位)を追加する場合について

マクロ実行により作成される一覧表(県単位)は、追加作成されます。

一覧表(保健所単位)を既に集計した一覧表(県単位)に追加する場合は、既に一覧表(県単位)に集計済みの一覧表(保健所単位)のエクセルファイルは全て任意の別のフォルダに移し、追加分の一覧表(保健所単位)のエクセルファイルのみ「一覧表の集計」フォルダに格納し、「一覧表の集計」についての③～⑦の作業を行ってください。

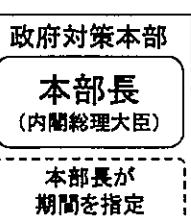


17

特定接種について (参考)

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



指示



実施

・登録事業者(医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの)の従業員に対する特定接種の実施

・対策の実施に携わる国家公務員に対する特定接種の実施
※ 登録事業者、都道府県、市町村は接種や登録に協力

指示



実施



・対策の実施に携わる地方公務員に対する特定接種の実施

根拠等

○ 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。
- ※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器販賣業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器販賣業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護・福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

2

特定接種に関する医療関係者の登録について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※1を登録することが想定されている。
- このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※2を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※3について、年内に登録を開始する。

※1 100万を超える事業所が対象となるものと想定。

※2 ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

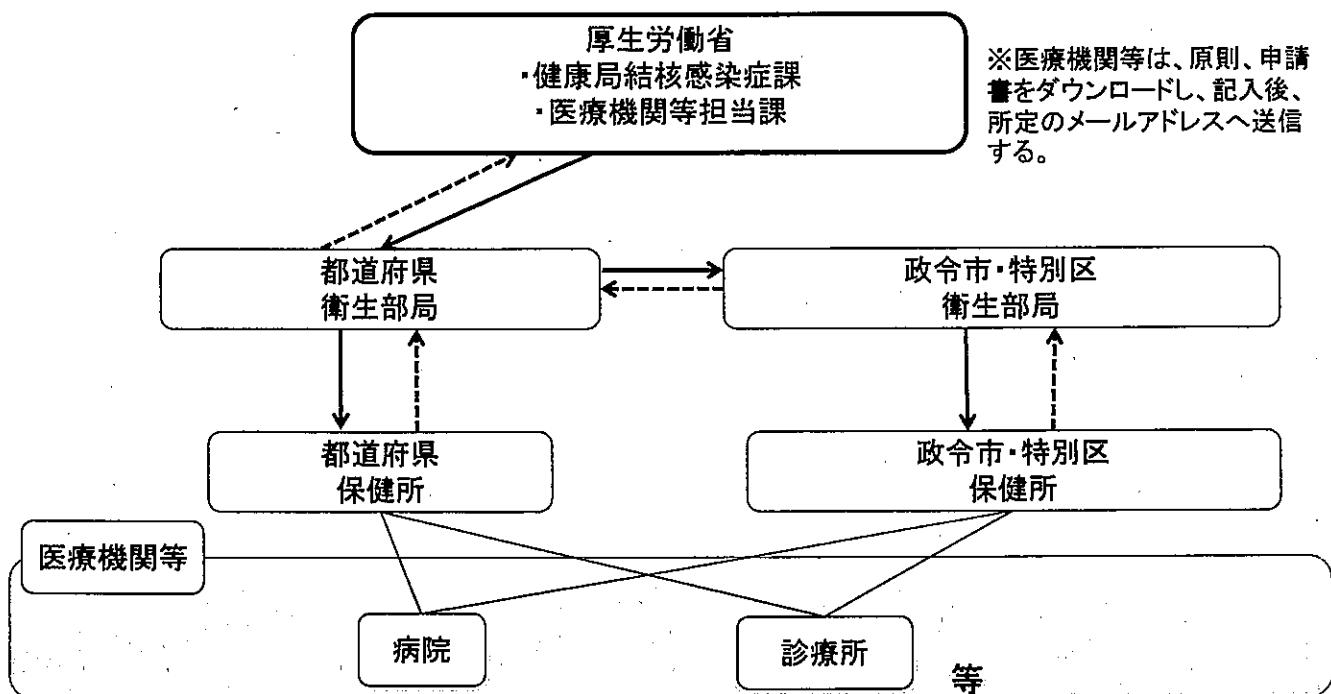
※3 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする(美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く)。

- 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

医療関係者の申請のイメージ

→ 登録依頼

-----> 登録申請



※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

4

医療関係者の登録申請スケジュール

平成25年12月10日 特定接種の登録に係る告示及び
 特定接種(医療分野)の登録要領の発出

都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知

医療機関等から都道府県等への登録申請

平成26年3月20日 都道府県から厚生労働省への登録申請

平成26年度中 国民生活・国民経済安定分野について、Webシステムによる登録の開始

